第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現況と評価

１　ごみ処理の体系

郡山市で処理するごみは可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみに大別され、それぞれ生活系ごみと事業系ごみに分けられます。生活系可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみは、市内全域を対象として、委託業者による収集運搬が行われており、粗大ごみは、事前申込の上での戸別収集を実施しています。また、各施設において、直接搬入も受け入れています。

事業系ごみは、各施設への直接搬入、或いは一般廃棄物収集運搬許可業者による市、もしくは民間業者の処理施設への搬入が行われています。

可燃ごみは、河内クリーンセンター、富久山クリーンセンター内の焼却施設にて焼却処理された後、発生した焼却残渣は河内埋立処分場にて埋立処分されています。

不燃ごみと粗大ごみは、両クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設で破砕処理した後、可燃残渣・不燃残渣・資源物に選別処理されます。生じた可燃残渣はそれぞれの焼却施設にて焼却処理され、不燃残渣は河内埋立処分場にて埋立処分されています。

資源ごみのうち、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は富久山クリーンセンターのリサイクルプラザで選別等処理を行い、資源化業者等へ売却または引き渡しを行っています。また、資源ごみのうち、缶・紙及び粗大ごみ・不燃ごみの処理後の資源物についても同様に資源化業者等への売却または引き渡しを行っています。

郡山市におけるごみ処理体系を、図3-1-1に示します。

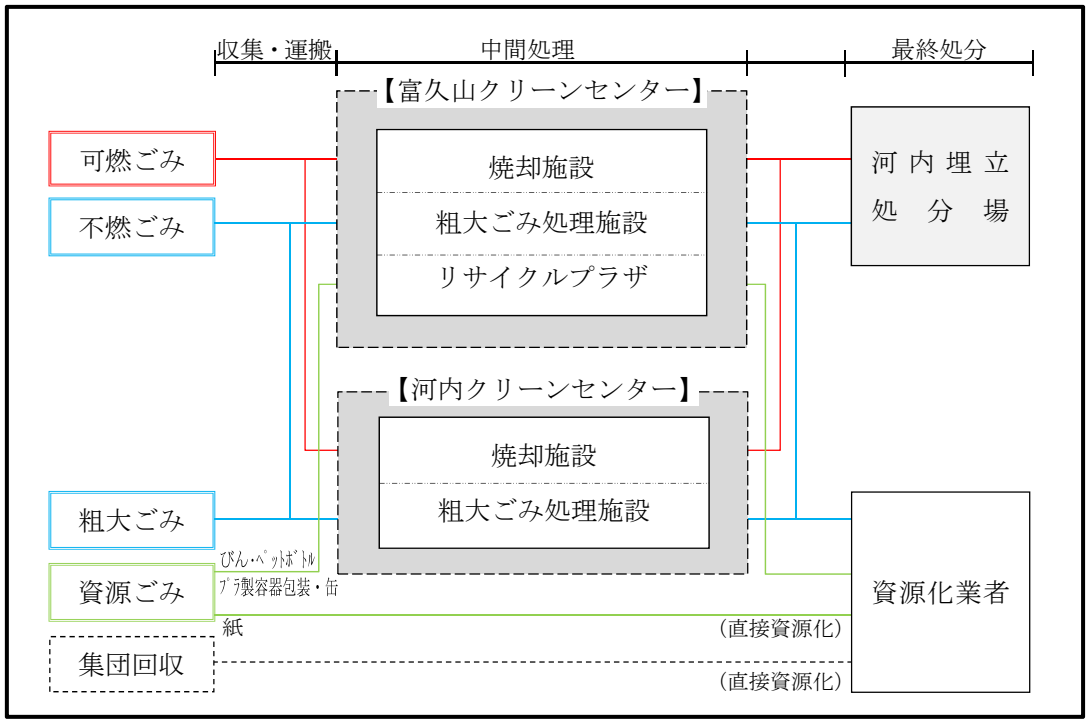

図 3-1-1　郡山市のごみ処理体系

2　収集区分

（１）収集区域

収集区域は市内全域で、収集人口は334,702人（2017年３月31日現在）です。

（２）排出方法・収集方法及び収集頻度

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集は、決められたごみ集積所で排出・収集するステーション方式で行われています。

粗大ごみは、事前申込の上での戸別収集を実施しています。また、各処理施設において、直接搬入も受け入れています。

郡山市における排出方法及び収集頻度は、表3-1-1に示すとおりです。

表 3-1-1　排出方法及び収集頻度

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>排出方法</th><th>収集頻度</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="2">透明または
半透明の袋</td><td>週２回
(一部地域は週3回)</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>月１回
(一部地域は週1回)</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源ごみ</td><td>缶</td><td rowspan="2">透明または
半透明の袋</td><td rowspan="3">隔週１回
(一部地域は週1回)</td><td>・スチール
・アルミ</td></tr>
<tr><td>びん</td><td>・無色
・茶色
・その他</td></tr>
<tr><td>紙</td><td>紐で束ねる</td><td>・飲料用紙製容器
・段ボール
・その他紙製容器包装</td></tr>
<tr><td>ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ</td><td rowspan="2">透明または
半透明の袋</td><td rowspan="2">週１回</td><td>―</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製
容器包装</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>戸別収集
(電話申し込み)</td><td>週単位で受付し、
翌週収集</td><td>―</td></tr>
</table>

（資料：郡山市HPおよび、「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市生活環境部）

3　廃棄物処理手数料

郡山市において、事業系ごみや生活系の直接搬入ごみの処理については表3-1-2に示す処理料金が指定されています。

なお、収集ごみについての有料化は実施されていません。

表 3-1-2　廃棄物処理手数料（2014 年 4 月 1 日以降）

家庭廃棄物	10kgにつき　50円
事業系一般廃棄物	10kgにつき　100円

※　上記に消費税相当額を加算した額

（資料：「廃棄物処理手数料の改定について」、郡山市HP）

第２節　中間処理の現況

１　熱処理施設の現況

（１）熱処理施設の概要

市内における熱処理施設は、前述のとおり富久山クリーンセンターと河内クリーンセンターの２箇所です。各施設の概要は表3-2-1のとおりです。

表 3-2-1　熱処理施設の概要

施設名称	富久山クリーンセンター内 焼却施設	河内クリーンセンター内 焼却施設
所在地	富久山町福原字北畑 1-2	逢瀬町河内字西午房沢 59
焼却能力	300トン/日 (150トン/日×2炉)	300トン/日 (150トン/日×2炉)
炉型式	全連続焼却式ストーカ型 焼却プラント	全連続焼却式ストーカ型 焼却プラント
主要設備	廃熱ﾎﾞｲﾗｰ設備、ろ過式集じん設備、脱硝・脱塩設備､ﾀﾞｽﾄ固化設備、蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電設備(1,995kw)	廃熱ﾎﾞｲﾗｰ設備､ろ過式集じん設備､脱硝・脱塩設備､ﾀﾞｽﾄ固化設備蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電設備(1,700kw)
ｻｰﾏﾙﾘｻｲｸﾙ	場内冷暖房、場内給湯、発電	場内冷暖房、場内給湯、 場外熱源供給※、発電
竣工年月	1996年３月	1984年２月
備考	・基幹的設備改良工事実施 (2014年６月～2018年３月)	・ダイオキシン削減対策改修工事完了（2001年３月） ・基幹的設備改良工事実施 (2013年７月～2018年３月)

※　高齢者文化休養センター逢瀬荘

（資料：郡山市HP及び「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市生活環境部）

（２）発電実績の推移

両クリーンセンターにおける過去５年の発電電力量の推移を表3-2-2及び図3-2-1に示します。2015年度までは発電電力量は概ね横ばい傾向にありましたが、2016年度にかけて大きく増加していることがわかります。

これは、2016年度に河内クリーンセンターで実施した基幹的設備改良工事の効果で発電電力量が倍増したことによります。

表 3-2-2　発電電力量の推移

（単位：Mwh）

年度	富久山ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	河内ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	両ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ合計
2012	15,784	5,851	21,635
2013	15,272	5,284	20,556
2014	16,027	5,651	21,678
2015	14,722	5,782	20,504
2016	15,364	12,349	27,713

（資料：「清掃事業概要～平成 28 年度版～」、郡山市生活環境部）

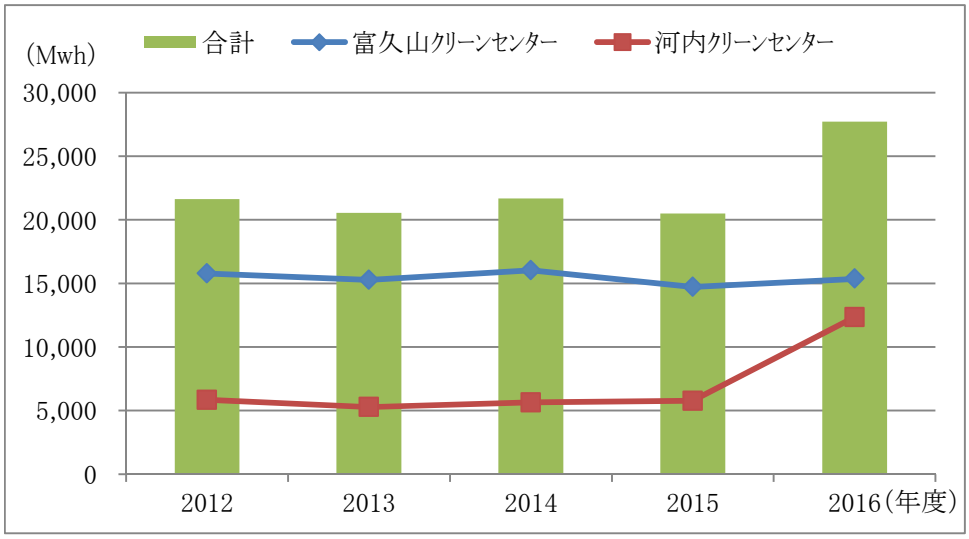

図 3-2-1　発電電力量の推移

２　中間処理施設の現況

（１）粗大ごみ処理施設

両クリーンセンター施設内には、粗大ごみ処理施設が設置されています。それぞれの概要は表3-2-3のとおりです。

表 3-2-3　粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	富久山クリーンセンター内 粗大ごみ処理施設	河内クリーンセンター内 粗大ごみ処理施設
処理能力	80トン/5h×1基（不燃ごみ20トン/5h・粗大ごみ60トン/5h）	70トン/5h×１基
破砕機型式	衝撃剪断併用回転方式	衝撃剪断併用回転方式
主要設備	回転式破砕機、磁選機、 粒度選別機、アルミ選別機	回転式破砕機、磁選機、振動ふるい、アルミ選別機、風力選別機
竣工年月	1996年３月	1984年２月

（資料：郡山市HP及び「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市生活環境部）

（２）リサイクルプラザの現況

富久山クリーンセンター内ではリサイクルプラザが併設されています。リサイクルプラザではガラスびん、ペットボトル、プラスチック類の選別・圧縮・保管等を行っており、再資源化業者等への売却や引渡しを行っています。

リサイクルプラザの概要は、表3-2-4のとおりです。

表 3-2-4　富久山クリーンセンター内リサイクルプラザの概要

施設名称	富久山クリーンセンター内 リサイクルプラザ
処理能力	35トン/5h×1基 （びん16.3トン/5h・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ1.4トン/5h ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装17.3トン/5h）
主要設備	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類自動圧縮梱包機 色識別･形状識別併用のびん自動色選別装置
竣工年月	2000年３月

（資料：郡山市HP及び「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市生活環境部）

（３）再資源化・減量化対策の現況

郡山市における再資源化量及び再資源化率の推移は、表3-2-5及び図3-2-2に示すとおりです。

再資源化率の推移を見ると、2007年度から2012年度にかけては一貫して減少傾向にありました。2013年度において1.0ポイント上昇したものの、2014年度には再び減少傾向に転じています。

また、処理後資源化量の推移を見ると、2010年度から2011年度にかけて大きく増加した後は2013年度まで比較的高い数値を維持していることがわかります。これは、東日本大震災に伴う廃棄物が一時的に増加したことに起因するもので、震災復興がひと段落した2014年度には、ほぼ震災発生前の数値に戻っています。

直接資源化量においても、処理後資源化量と同様の傾向が伺えます。

なお、集団回収は過去10年において、2011年度から2014年度にかけては横這いの傾向にありましたが、それ以外の年においては減少傾向となっています。

表 3-2-5　再資源化量・再資源化率の推移

（単位：t/年）

年　度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
直接資源化量	4,863	4,155	4,089	3,663	4,631	4,281	4,439	4,343	3,685	3,429
処理後資源化量	6,952	6,654	6,366	6,127	7,947	7,898	7,572	6,410	6,139	5,905
集団回収	8,949	8,241	7,631	7,287	6,602	6,794	6,619	6,650	6,102	5,649
総資源化量	20,764	19,050	18,086	17,077	19,180	18,973	18,630	17,403	15,926	14,983
総排出量	156,950	149,556	143,983	144,003	168,000	173,001	155,833	150,902	148,034	145,014
再資源化率※	13.2%	12.7%	12.6%	11.9%	11.4%	11.0%	12.0%	11.5%	10.8%	10.3%

※　再資源化率（%）＝ 総資源化量 ／ 総排出量

（資料：「一般廃棄物実態調査結果」、環境省）

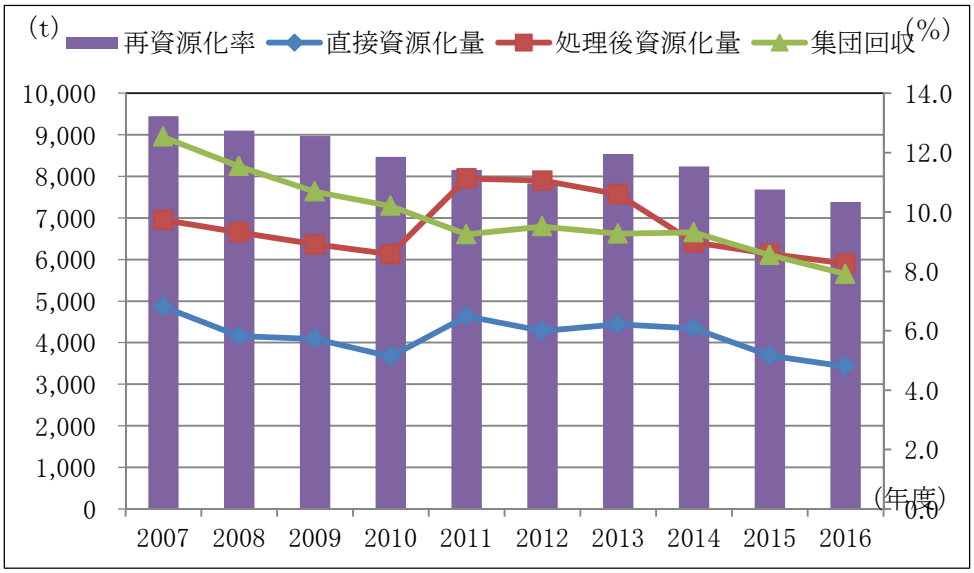

図3-2-2　再資源化量・再資源化率の推移

3　最終処分の現況

2017年現在、郡山市が埋立を行っている最終処分場は、河内埋立処分場の１箇所です。その概要を、表3-2-6に示します。

2016年８月末現在の第３期埋立地埋立残余容量は218,073㎥であり、2023年度に埋立容量に達する見込みです。

なお、郡山市内において1976年５月より埋立を開始した西田埋立処分場（西田町大田字向田 185）は2007年８月末をもって埋立完了となり、現在は浸出水の処理を行っています。

表 3-2-6　河内埋立処分場の概要

所　在　地	逢瀬町河内字伏丑 40-1
埋立面積	124,400㎡
埋立容量	894,000㎥
埋立方法	準好気性サンドイッチ工法
残余容量	218,073㎥ （第３期埋立地、2016年８月末現在）
埋立完了予定	2023年度
浸出水処理	○第一汚水処理施設：300㎥/日 ○第二汚水処理施設：200㎥/日
処理方式	○第一汚水処理施設 回転円板接触法＋凝集沈殿法 ＋生物脱窒素処理法＋活性炭吸着処理法 ○第二汚水処理施設 生物処理（回転円板） ＋凝集沈殿法＋高度処理
竣工年月	1983年11月

（資料：施設パンフレット及び「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市清掃課）

4　郡山市内清掃施設位置図

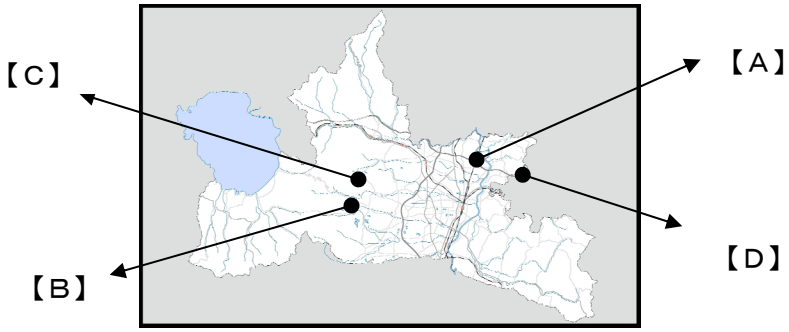

【A】

富久山クリーンセンター

同リサイクルプラザ

同衛生処理センター

[住所]富久山町福原字北畑1-2

[TEL]024-932-3152　〔FAX〕024-932-0741

【B】

河内クリーンセンター

[住所]逢瀬町河内字西午房沢59

[TEL]024-957-2761　[FAX]024-957-2762

【C】

河内埋立処分場

[住所]逢瀬町河内字伏丑40-1

[TEL・FAX]024-957-2765

【D】

西田埋立処分場

〔住所〕郡山市西田町大田字向田 185

〔TEL・FAX〕024-971-3003

５　ごみ処理の現況評価及び問題点

（１）ごみ処理システムの評価

環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下、「支援ツール」といいます。）により、計画域内各自治体のごみ処理について評価を行います。これは、類似市町村との比較により客観的に一般廃棄物の処理システムを評価するものです。

ここでは、以下の５項目を偏差値によるレーダーチャートにより出力します（2015年度実績値による評価）。これは、類似市町村の平均値を50とし、チャートが内側に来るほど劣っており、外側に来るほど優れているということを示します。

また、類似市町村は都市形態・人口区分・産業構造が類似している中核市を指します。

・人口一人一日当たりごみ総排出量
・廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等を除く)
・廃棄物のうち最終処分される割合
・人口一人当たり年間処理経費
・最終処分減量に要する経費

郡山市の支援ツールによるごみ処理システムの評価結果を、図3-2-3に示します。

類似市町村との比較では、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」の項目において偏差値50を下回っていることがわかります。

特に、「人口一人一日当たりごみ総排出量」の偏差値が低く出ています。要因として、東日本大震災に伴い発生したごみ量の影響が考えられます。

なお、郡山市における震災に伴う廃棄物の発生量の推移は表3-2-7に示すとおりです。

表3-2-7　東日本大震災に伴うごみ量の推移（2011～16年度）

（単位：ｔ/年）

年　度		2011	2012	2013	2014	2015	2016
震災ごみ搬入量		13,955	14,285	11,180	17,517	9,006	2,456
	可燃ごみ	12,355	12,688	10,406	17,517	9,006	2,456
	不燃ごみ	1,600	1,597	774	―	―	―

※　富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンター合計量

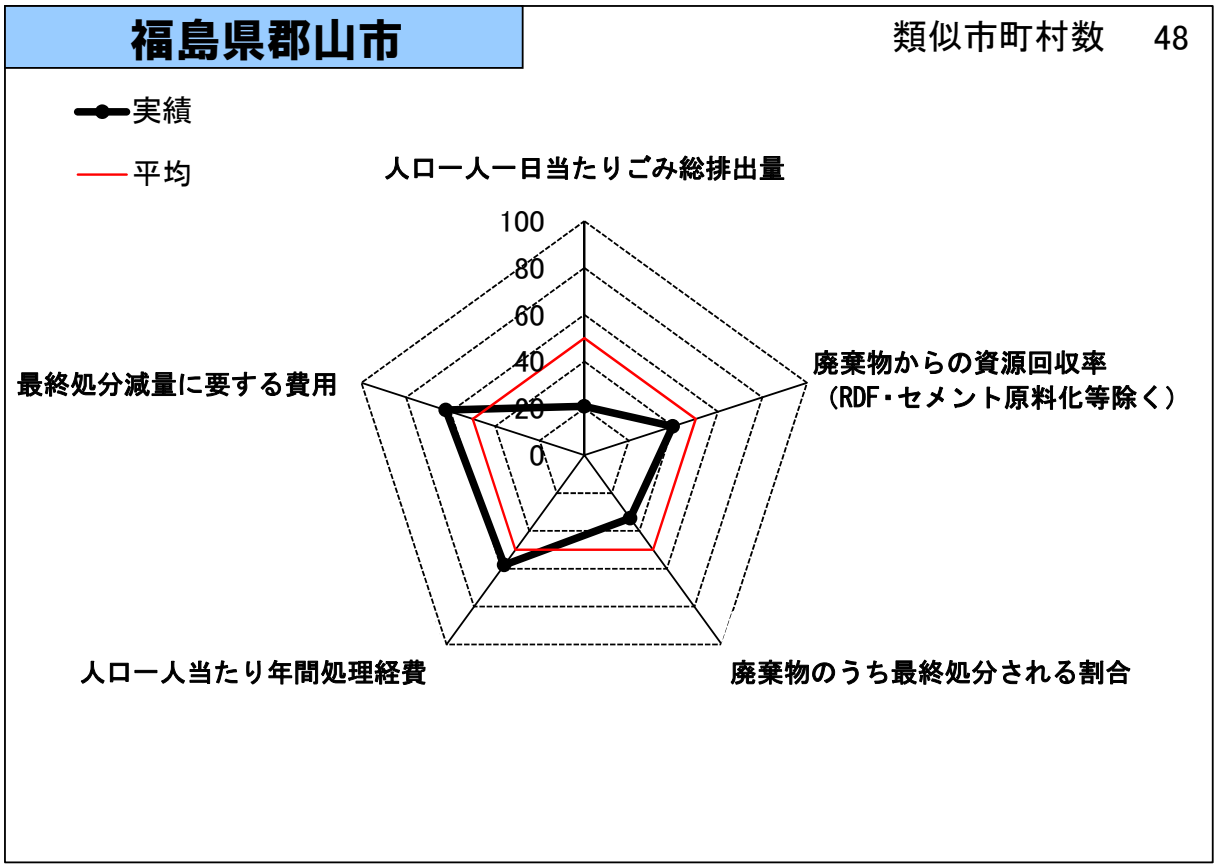

補足指標	排出形態別単位排出量					一人一日当たり生活系ごみ種別排出量				
	一人一日当たり生活系排出量 (kg/人・日)	一人一日当たり事業系排出量 (kg/人・日)	従業者一人一日当たり事業系排出量 (kg/人・日)	一事業所当たり事業系排出量 (kg/事業所・日)	集団回収・資源ごみを除く一人一日当たり生活系排出量 (kg/人・日)	可燃ごみ (kg/人・日)	不燃ごみ (kg/人・日)	資源ごみ (kg/人・日)	その他 (kg/人・日)	粗大 (kg/人・日)
平均	0.664	0.309	0.662	6.822	0.524	0.482	0.025	0.087	0.001	0.016
最大	0.797	0.469	1.123	12.039	0.671	0.627	0.073	0.195	0.017	0.064
最小	0.526	0.149	0.358	3.99	0.402	0.351	0	0.022	0	0
標準偏差	0.058	0.078	0.161	1.657	0.06	0.062	0.017	0.038	0.003	0.015
郡山市実績	0.797	0.442	0.796	8.202	0.671	0.627	0.035	0.075	0	0.008
指数	80	57.1	79.7	79.8	72	69.8	59.6	113.8	200	150.4
偏差値指数	27.1	33	41.7	41.7	25.6	26.5	44.1	53.1	53.3	55.4

図3-2-3　支援ツールによる郡山市のごみ処理システムの評価

また、一人一日当たり生活系ごみ種別排出量に関して、資源ごみ及び粗大ごみは偏差値指数が50を超えていることから、類似市町村と比較し少ないと評価できます。

しかし、排出形態別単位排出量を見ると、全ての項目において偏差値指数50を下回っていることから、ごみ排出量の減量に努めることが課題といえます。

（２）収集運搬の現況評価及び問題点

郡山市のごみは全面民間委託にて収集運搬を行っています。特に苦情は無く、今後、大きな問題に繋がることはないと考えられます。

（３）中間処理の現況評価及び問題点

市内２箇所のクリーンセンターのうち、河内クリーンセンターは稼働開始より33年、富久山クリーンセンターは21年が経過しており、両センター内の焼却施設は2017年度までに基幹改良工事を実施しています。両センター内の粗大ごみ処理施設について、適切な時期に更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

なお、富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザについては、稼働開始より15年程度であるものの、上記に併せて更新計画もしくは長寿命化計画の検討を行うこととします。

（４）最終処分の現況評価及び問題点

現在、郡山市の最終処分は河内埋立処分場において行われています。

2016年８月末現在の残余容量は218,073㎥であり、2023年度に埋立完了予定であることから、逼迫している状況にあるといえます。

また、汚水処理施設については、第一処理施設が稼働開始より33年、第二処理施設が21年経過しており、適切な時期に更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

（５）再資源化・減量化対策の現況評価及び問題点

現在、再資源化率はやや減少傾向にあるため、今後、住民への啓発等、対策の充実が必要といえます。

（６）ごみ処理の問題点の総括

焼却及び粗大ごみ処理施設等の更新・延命化に関する検討や、再資源化・減量化対策の推進が必要と考えられます。

第３節　ごみ処理基本計画の検討

１　計画の基本理念及び基本方針

（１）基本理念及び基本方針

「郡山市第三次環境基本計画」と整合を図り、基本理念を「資源が循環するまちづくり」とします。また、基本理念を実現するための方針を「資源の循環的利用」「廃棄物の適正処理」とします。

基本理念の達成には、市民・事業者・行政（以下、「主体」といいます。）の協働が必須です。そこで、本計画において示す主体ごとの施策にそれぞれが積極的に取り組むことにより、計画をより効率的に推進していくこととします。

資源が循環するまちづくり

資源の循環的利用

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築が求められています。

ごみの３Ｒ（発生抑制【リデュース：Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル：Recycle】）を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

また、リサイクル率の向上を目指し、良質な再生資源を確保します。

廃棄物の適正処理

日常生活や事業活動によって生じるごみは、様々な経過を経て、適正に処理されています。ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定して運用することは、市民生活を支える基盤として重要です。また、ごみ処理システムを安定かつ継続的に運用するためには施設の適正な維持・管理も求められます。

図3-3-1　基本理念及び基本方針

（２）計画目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年９月15日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）には、ごみ処理基本計画の計画目標年度は計画策定時より10～15年程度とする、と記されています。

本計画においては、郡山市が震災復興途上の過渡期であることを考慮し、2018年度を初年度、2027年度を目標年度とした10ヶ年計画とします。

なお、諸条件に大きな変更が生じた際は適宜見直しを行うこととします。

（３）計画区域

計画区域は、郡山市内全域とします。

（４）策定指針及び関係法令・通知等

ごみ処理基本計画の策定に関連した指針や法令は、下記の通りです。

＜策定指針＞

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について
（1993年３月15日衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

＜関係法令＞

・環境基本法（1993年11月19日法律第91号）
・循環型社会形成推進基本法（2000年６月２日法律第110号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年12月25日法律第137号）
・資源有効利用促進法（1991年４月26日法律第48号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)
（1995年６月16日法律第112号）
・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（1998年６月５日法律第97号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
（2000年６月７日法律第116号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（2000年５月31日法律第104号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
（2000年５月31日法律第100号）
・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
（2002年７月12日法律第87号）
・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
（2012年８月10日法律第57号）

2　ごみ発生量の将来予測

計画目標年度（2027年度）におけるごみの発生量及び質の予測を行います。ごみの発生量及び処理量は、図3-3-2のフローにしたがって算定します。

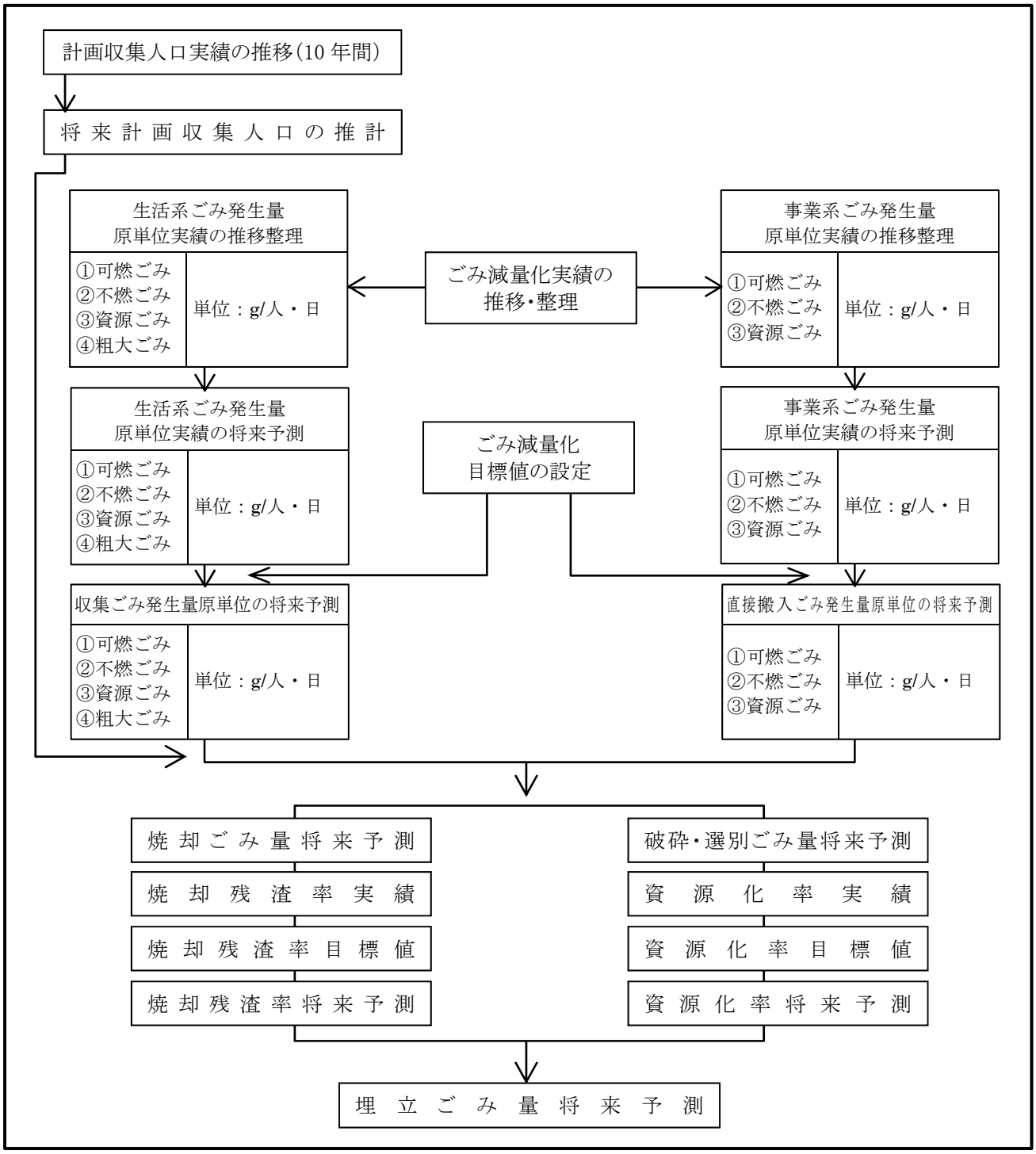

図3-3-2　ごみ発生量・処理量の算定フロー

ごみ処理の実績及び上記フロー図に従い算定した資源化・減量化等の目標達成時におけるごみ処理の見通しを、表3-3-1に示します。

表3-3-1　ごみ処理の実績及び見通し（目標達成時）

区分		単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
			実績										推計										目標年度
人口等	①行政区域内人口	人	337,926	337,869	337,544	337,393	329,342	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702	327,541	326,677	325,812	324,948	324,003	323,059	322,114	321,170	320,225	319,278	318,331
	②計画処理区域内人口	人	337,926	337,869	337,544	337,393	329,342	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702	327,541	326,677	325,812	324,948	324,003	323,059	322,114	321,170	320,225	319,278	318,331
	③事業所数	事業所	17,166	17,361	17,557	17,014	16,471	15,927	16,280	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633
要処理量	④生活系ごみ一人一日あたり平均排出量	g／人・日	759.6	743.4	725.0	731.1	833.7	804.7	778.4	751.5	728.6	716.5	703.2	689.9	676.5	663.2	649.9	636.6	623.3	610.0	596.6	583.3	570.0
	④-1　〃　（可燃ごみ）	g／人・日	630.7	623.8	607.0	617.6	683.2	672.4	646.2	630.3	613.3	607.4	595.4	580.6	565.7	550.8	536.0	521.1	506.3	491.4	476.5	461.7	446.8
	④-2　〃　（不燃ごみ）	g／人・日	39.3	35.6	34.7	35.9	56.8	39.8	39.5	34.1	34.3	32.7	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9
	④-3　〃　（資源）	g／人・日	83.7	78.1	77.5	72.0	85.9	83.9	84.9	79.8	73.3	69.0	70.5	72.1	73.6	75.2	76.7	78.3	79.8	81.4	82.9	84.5	86.0
	④-4　〃　（粗大）	g／人・日	5.9	5.9	5.8	5.6	7.8	8.6	7.8	7.3	7.7	7.4	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
	⑤生活系ごみ年間排出量（④×②）	t／年	93,692	91,675	89,327	90,034	100,209	96,133	93,225	90,204	89,230	87,524	84,067	82,257	80,456	78,663	76,859	75,065	73,279	71,503	69,737	67,978	66,228
	⑤-1　〃　（可燃ごみ④-1×②）	t／年	77,793	76,925	74,785	76,061	82,122	80,330	77,398	75,654	75,099	74,204	71,186	69,226	67,275	65,334	63,386	61,448	59,521	57,604	55,698	53,801	51,914
	⑤-2　〃　（不燃ごみ④-2×②）	t／年	4,847	4,392	4,276	4,425	6,823	4,749	4,726	4,098	4,202	3,989	3,694	3,684	3,675	3,665	3,654	3,644	3,633	3,622	3,612	3,601	3,590
	⑤-3　〃　（資源ごみ④-3×②）	t／年	10,329	9,629	9,551	8,861	10,326	10,026	10,167	9,577	8,980	8,430	8,434	8,596	8,757	8,917	9,074	9,230	9,384	9,538	9,691	9,842	9,992
	⑤-4　〃　（粗大ごみ④-4×②）	t／年	723	729	715	687	938	1,028	934	875	949	901	753	751	749	747	745	743	741	739	736	734	732
	⑥事業系ごみ一人一日あたり平均排出量	g／人・日	440.4	402.5	381.6	379.1	509.0	586.6	467.5	450.3	430.4	424.3	416.6	409.0	401.3	393.6	386.0	378.3	370.7	363.0	355.3	347.7	340.0
	⑥-1　〃　（可燃ごみ）	g／人・日	432.7	396.4	376.5	373.7	494.0	564.3	462.7	446.4	426.9	421.4	413.6	405.8	398.1	390.3	382.6	374.8	367.0	359.2	351.4	343.6	335.8
	⑥-2　〃　（不燃ごみ）	g／人・日	4.0	3.0	2.8	3.3	12.3	20.1	2.8	1.8	1.7	1.4	1.4	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5
	⑥-3　〃　（資源ごみ）	g／人・日	3.7	3.1	2.3	2.1	2.7	2.2	2.0	2.1	1.8	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7
	⑦事業系ごみ年間排出量（⑥×③）	t／年	54,309	49,640	47,025	46,682	61,189	70,074	55,989	54,048	52,702	51,841	53,385	53,789	54,192	54,599	54,997	55,394	55,793	56,194	56,598	57,001	57,405
	⑦-1　〃　（可燃ごみ⑥-1×③）	t／年	53,367	48,888	46,392	46,015	59,383	67,414	55,412	53,586	52,270	51,481	53,039	53,471	53,901	54,331	54,749	55,166	55,584	56,002	56,420	56,837	57,254
	⑦-2　〃　（不燃ごみ⑥-1×③）	t／年	490	367	349	410	1,479	2,400	332	214	209	173	165	149	133	120	108	97	87	77	70	63	56
	⑦-3　〃　（資源ごみ⑥-1×③）	t／年	452	385	284	257	327	260	245	248	223	187	181	169	158	148	140	131	122	115	108	101	95
	⑧総年間排出量（⑤+⑦）	t／年	148,001	141,315	136,352	136,716	161,398	166,207	149,214	144,252	141,932	139,365	137,452	136,046	134,648	133,262	131,856	130,459	129,072	127,697	126,335	124,979	123,633
	⑧-1　〃　（可燃ごみ⑤-1+⑦-1）	t／年	131,160	125,813	121,177	122,076	141,505	147,744	132,810	129,240	127,369	125,685	124,225	122,697	121,176	119,665	118,135	116,614	115,105	113,606	112,118	110,638	109,168
	⑧-2　〃　（不燃ごみ⑤-2+⑦-2）	t／年	5,337	4,759	4,625	4,835	8,302	7,149	5,058	4,312	4,411	4,162	3,859	3,833	3,808	3,785	3,762	3,741	3,720	3,699	3,682	3,664	3,646
	⑧-3　〃　（資源ごみ⑤-3+⑦-3）	t／年	10,781	10,014	9,835	9,118	10,653	10,286	10,412	9,825	9,203	8,617	8,615	8,765	8,915	9,065	9,214	9,361	9,506	9,653	9,799	9,943	10,087
	⑧-4　〃　（粗大ごみ⑤-4）	t／年	723	729	715	687	938	1,028	934	875	949	901	753	751	749	747	745	743	741	739	736	734	732
処理内容	⑨直接焼却	t／年	131,160	125,813	121,177	122,598	141,505	147,744	132,810	129,240	127,369	125,685	124,225	122,697	121,176	119,665	118,135	116,614	115,105	113,606	112,118	110,638	109,168
	⑩直接資源化等	t／年	4,863	4,155	4,089	3,663	4,631	4,281	4,439	4,343	3,685	3,429	4,738	4,821	4,903	4,986	5,068	5,149	5,228	5,309	5,389	5,469	5,548
	⑪粗大ごみ処理施設	t／年	5,649	5,167	5,074	5,154	9,189	8,107	5,816	5,170	5,293	4,960	4,540	4,519	4,499	4,480	4,460	4,442	4,423	4,405	4,388	4,371	4,354
	⑪-1資源化	t／年	2,351	2,105	2,014	1,951	3,332	3,173	2,965	1,951	1,941	1,865	1,816	1,808	1,800	1,792	1,784	1,777	1,769	1,762	1,755	1,748	1,741
	⑪-2残渣焼却	t／年	337	306	558	522	1,616	1,538	419	584	647	442	409	407	405	403	401	400	398	396	395	393	392
	⑪-3残渣埋立	t／年	2,961	2,755	2,502	2,681	4,241	3,396	2,432	2,635	2,705	2,653	2,315	2,304	2,294	2,285	2,275	2,265	2,256	2,247	2,238	2,230	2,221
	⑫資源化施設	t／年	4,601	4,549	4,352	4,176	4,615	4,725	4,607	4,459	4,199	4,040	3,877	3,944	4,012	4,079	4,146	4,212	4,278	4,344	4,410	4,474	4,539
	⑫-1資源化	t／年	4,601	4,549	4,352	4,176	4,615	4,725	4,607	4,459	4,198	4,040	3,877	3,944	4,012	4,079	4,146	4,212	4,278	4,344	4,410	4,474	4,539
	⑬直接最終処分	t／年	411	290	264	71	322	70	176	18	68	103	72	65	58	52	47	42	38	33	30	27	24
	⑭計（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬）	t／年	146,684	139,974	134,956	135,662	160,262	164,927	147,848	143,230	140,614	138,217	137,380	135,981	134,590	133,210	131,809	130,417	129,034	127,664	126,305	124,952	123,609
	⑮焼却処理量(⑨+⑪-2)	t／年	131,497	126,119	121,735	123,120	143,121	149,282	133,229	129,824	128,016	126,127	124,634	123,104	121,581	120,068	118,536	117,014	115,503	114,002	112,513	111,031	109,560
	⑮-1残渣埋立	t／年	19,855	18,829	18,402	18,230	24,527	25,317	23,784	22,896	22,909	20,202	18,695	18,466	18,237	18,010	17,780	17,552	17,325	17,100	16,877	16,655	16,434
	⑯最終埋立量（⑪-3+⑬+⑮-1）	t／年	23,227	21,874	21,168	20,982	29,090	28,783	26,392	25,549	25,682	22,958	21,082	20,835	20,589	20,347	20,102	19,859	19,619	19,380	19,145	18,912	18,679
資源化率	a集団回収	t／年	8,949	8,241	7,631	7,287	6,602	6,794	6,619	6,650	6,102	5,649	5,830	6,109	6,386	6,661	6,934	7,204	7,473	7,740	8,006	8,269	8,436
	一人当たり集団回収	kg／年	26.5	24.4	22.6	21.6	20.0	20.8	20.2	20.2	18.2	16.9	17.8	18.7	19.6	20.5	21.4	22.3	23.2	24.1	25.0	25.9	26.5
	b資源化量計（a+⑩+⑪-1+⑫-1）	t／年	20,764	19,050	18,086	17,077	19,180	18,973	18,630	17,403	15,926	14,983	16,261	16,682	17,101	17,518	17,932	18,342	18,748	19,155	19,560	19,960	20,264
	c排出量総計（⑧+a）	t／年	156,950	149,556	143,983	144,003	168,000	173,001	155,833	150,902	148,034	145,014	143,282	142,155	141,034	139,923	138,790	137,663	136,545	135,437	134,341	133,248	132,069
	d資源化率（b／c）	%	13.2%	12.7%	12.6%	11.9%	11.4%	11.0%	12.0%	11.5%	10.8%	10.3%	11.3%	11.7%	12.1%	12.5%	12.9%	13.3%	13.7%	14.1%	14.6%	15.0%	15.3%

（１）推計の方法

①計画収集人口

計画収集人口は、行政区域内人口より自家処理人口を差し引いて算出します。しかし郡山市においては全域が収集対象区域であるため、自家処理人口は０です。従って、本計画の策定に関しては、行政区域人口を計画収集人口として扱います。

行政区域内の計画人口は、人口分布、人口密度、産業別人口増減傾向、産業計画、周辺地域の人口等に基づいて総合的に検討する必要があります。また、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」においても、「人口の将来予測については、トレンド法やコーホート要因法により行うことが適当」との記載もあります。

本計画においては上位計画との整合を図るため、郡山市「人口ビジョン」の将来人口を将来予測値として用いることとしました。

なお、人口ビジョンは2015年以降５年ごとの値を掲載しているため、その間は、前後の数値を直線で結び算出することとします。

②ごみ量

将来のごみ発生量の推計について、発生ごみ量を一人一日当たりの発生量（g/人・日）に換算し、推計を行います。

推計に関しては、過去10年間の排出量実績を基に、後述の推計式を用いて検討を行うこととします。

③推計の結果

以上の方法により推計を行った、郡山市において減量化の施策を行わなかった場合のごみ処理の実績及び見通しを、表3-3-2に示します。

表3-3-2　ごみ処理の実績及び見通し（目標達成前）

区分		単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
			実績										推計										目標年度
人口等	①行政区域内人口	人	337,926	337,869	337,544	337,393	329,342	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702	327,541	326,677	325,812	324,948	324,003	323,059	322,114	321,170	320,225	319,278	318,331
	②計画処理区域内人口	人	337,926	337,869	337,544	337,393	329,342	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702	327,541	326,677	325,812	324,948	324,003	323,059	322,114	321,170	320,225	319,278	318,331
	③事業所数	事業所	17,166	17,361	17,557	17,014	16,471	15,927	16,280	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633	16,633
要処理量	④生活系ごみ一人一日あたり平均排出量	g／人・日	759.6	743.4	725.0	731.1	833.7	804.7	778.4	751.5	728.6	716.5	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9	722.9
	④-1　〃　（可燃ごみ）	g／人・日	630.7	623.8	607.0	617.6	683.2	672.4	646.2	630.3	613.3	607.4	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2	624.2
	④-2　〃　（不燃ごみ）	g／人・日	39.3	35.6	34.7	35.9	56.8	39.8	39.5	34.1	34.3	32.7	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9	30.9
	④-3　〃　（資源）	g／人・日	83.7	78.1	77.5	72.0	85.9	83.9	84.9	79.8	73.3	69.0	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8	67.8
	④-4　〃　（粗大）	g／人・日	5.9	5.9	5.8	5.6	7.8	8.6	7.8	7.3	7.7	7.4	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
	⑤生活系ごみ年間排出量（④×②）	t／年	93,692	91,675	89,327	90,034	100,209	96,133	93,225	90,204	89,230	87,524	87,178	86,947	86,718	86,487	86,236	85,986	85,733	85,482	85,231	84,978	84,726
	⑤-1　〃　（可燃ごみ④-1×②）	t／年	77,793	76,925	74,785	76,061	82,122	80,330	77,398	75,654	75,099	74,204	74,625	74,428	74,231	74,034	73,819	73,604	73,388	73,173	72,958	72,742	72,526
	⑤-2　〃　（不燃ごみ④-2×②）	t／年	4,847	4,392	4,276	4,425	6,823	4,749	4,726	4,098	4,202	3,989	3,694	3,684	3,675	3,665	3,654	3,644	3,633	3,622	3,612	3,601	3,590
	⑤-3　〃　（資源ごみ④-3×②）	t／年	10,329	9,629	9,551	8,861	10,326	10,026	10,167	9,577	8,980	8,430	8,106	8,084	8,063	8,041	8,018	7,995	7,971	7,948	7,925	7,901	7,878
	⑤-4　〃　（粗大ごみ④-4×②）	t／年	723	729	715	687	938	1,028	934	875	949	901	753	751	749	747	745	743	741	739	736	734	732
	⑥事業系ごみ一人一日あたり平均排出量	g／人・日	440.4	402.5	381.6	379.1	509.0	586.6	467.5	450.3	430.4	424.3	446.5	451.1	455.7	460.3	465.0	469.8	474.6	479.4	484.2	489.1	494.1
	⑥-1　〃　（可燃ごみ）	g／人・日	432.7	396.4	376.5	373.7	494.0	564.3	462.7	446.4	426.9	421.4	443.7	448.4	453.3	458.1	463.0	467.8	472.8	477.7	482.7	487.7	492.8
	⑥-2　〃　（不燃ごみ）	g／人・日	4.0	3.0	2.8	3.3	12.3	20.1	2.8	1.8	1.7	1.4	1.4	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5
	⑥-3　〃　（資源ごみ）	g／人・日	3.7	3.1	2.3	2.1	2.7	2.2	2.0	2.1	1.8	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8
	⑦事業系ごみ年間排出量（⑥×③）	t／年	54,309	49,640	47,025	46,682	61,189	70,074	55,989	54,048	52,702	51,841	53,385	53,789	54,192	54,599	54,997	55,394	55,793	56,194	56,598	57,001	57,405
	⑦-1　〃　（可燃ごみ⑥-1×③）	t／年	53,367	48,888	46,392	46,015	59,383	67,414	55,412	53,586	52,270	51,481	53,039	53,471	53,901	54,331	54,749	55,166	55,584	56,002	56,420	56,837	57,254
	⑦-2　〃　（不燃ごみ⑥-1×③）	t／年	490	367	349	410	1,479	2,400	332	214	209	173	165	149	133	120	108	97	87	77	70	63	56
	⑦-3　〃　（資源ごみ⑥-1×③）	t／年	452	385	284	257	327	260	245	248	223	187	181	169	158	148	140	131	122	115	108	101	95
	⑧総年間排出量（⑤+⑦）	t／年	148,001	141,315	136,352	136,716	161,398	166,207	149,214	144,252	141,932	139,365	139,810	139,985	140,161	140,339	140,488	140,637	140,785	140,937	141,093	141,245	141,399
	⑧-1　〃　（可燃ごみ⑤-1+⑦-1）	t／年	131,160	125,813	121,177	122,076	141,505	147,744	132,810	129,240	127,369	125,685	127,664	127,899	128,132	128,365	128,568	128,770	128,972	129,175	129,378	129,579	129,780
	⑧-2　〃　（不燃ごみ⑤-2+⑦-2）	t／年	5,337	4,759	4,625	4,835	8,302	7,149	5,058	4,312	4,411	4,162	3,859	3,833	3,808	3,785	3,762	3,741	3,720	3,699	3,682	3,664	3,646
	⑧-3　〃　（資源ごみ⑤-3+⑦-3）	t／年	10,781	10,014	9,835	9,118	10,653	10,286	10,412	9,825	9,203	8,617	8,287	8,253	8,221	8,189	8,158	8,126	8,093	8,063	8,033	8,002	7,973
	⑧-4　〃　（粗大ごみ⑤-4）	t／年	723	729	715	687	938	1,028	934	875	949	901	753	751	749	747	745	743	741	739	736	734	732
処理内容	⑨直接焼却	t／年	131,160	125,813	121,177	122,598	141,505	147,744	132,810	129,240	127,369	125,685	127,664	127,899	128,132	128,365	128,568	128,770	128,972	129,175	129,378	129,579	129,780
	⑩直接資源化等	t／年	4,863	4,155	4,089	3,663	4,631	4,281	4,439	4,343	3,685	3,429	4,558	4,539	4,522	4,504	4,487	4,469	4,451	4,435	4,418	4,401	4,385
	⑪粗大ごみ処理施設	t／年	5,649	5,167	5,074	5,154	9,189	8,107	5,816	5,170	5,293	4,960	4,540	4,519	4,499	4,480	4,460	4,442	4,423	4,405	4,388	4,371	4,354
	⑪-1資源化	t／年	2,351	2,105	2,014	1,951	3,332	3,173	2,965	1,951	1,941	1,865	1,816	1,808	1,800	1,792	1,784	1,777	1,769	1,762	1,755	1,748	1,741
	⑪-2残渣焼却	t／年	337	306	558	522	1,616	1,538	419	584	647	442	409	407	405	403	401	400	398	396	395	393	392
	⑪-3残渣埋立	t／年	2,961	2,755	2,502	2,681	4,241	3,396	2,432	2,635	2,705	2,653	2,315	2,304	2,294	2,285	2,275	2,265	2,256	2,247	2,238	2,230	2,221
	⑫資源化施設	t／年	4,601	4,549	4,352	4,176	4,615	4,725	4,607	4,459	4,199	4,040	3,729	3,714	3,699	3,685	3,671	3,657	3,642	3,628	3,615	3,601	3,588
	⑫-1資源化	t／年	4,601	4,549	4,352	4,176	4,615	4,725	4,607	4,459	4,198	4,040	3,729	3,714	3,699	3,685	3,671	3,657	3,642	3,628	3,615	3,601	3,588
	⑬直接最終処分	t／年	411	290	264	71	322	70	176	18	68	103	72	65	58	52	47	42	38	33	30	27	24
	⑭計（⑨+⑩+⑪+⑫+⑬）	t／年	146,684	139,974	134,956	135,662	160,262	164,927	147,848	143,230	140,614	138,217	140,491	140,671	140,852	141,034	141,186	141,338	141,488	141,643	141,799	141,952	142,107
	⑮焼却処理量(⑨+⑪-2)	t／年	131,497	126,119	121,735	123,120	143,121	149,282	133,229	129,824	128,016	126,127	128,073	128,306	128,537	128,768	128,969	129,170	129,370	129,571	129,773	129,972	130,172
	⑮-1残渣埋立	t／年	19,855	18,829	18,402	18,230	24,527	25,317	23,784	22,896	22,909	20,202	19,211	19,246	19,281	19,315	19,345	19,376	19,406	19,436	19,466	19,496	19,526
	⑯最終埋立量（⑪-3+⑬+⑮-1）	t／年	23,227	21,874	21,168	20,982	29,090	28,783	26,392	25,549	25,682	22,958	21,598	21,615	21,633	21,652	21,667	21,683	21,700	21,716	21,734	21,753	21,771
資源化率	a 集団回収	t／年	8,949	8,241	7,631	7,287	6,602	6,794	6,619	6,650	6,102	5,649	3,406	3,397	3,388	3,379	3,370	3,360	3,350	3,340	3,330	3,320	3,311
	一人当たり集団回収	kg／年	26.5	24.4	22.6	21.6	20.0	20.8	20.2	20.2	18.2	16.9	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
	b 資源化量計（a+⑩+⑪-1+⑫-1）	t／年	20,764	19,050	18,086	17,077	19,180	18,973	18,630	17,403	15,926	14,983	13,509	13,458	13,409	13,360	13,312	13,263	13,212	13,165	13,118	13,070	13,025
	c 排出量総計（⑧+a）	t／年	156,950	149,556	143,983	144,003	168,000	173,001	155,833	150,902	148,034	145,014	143,216	143,382	143,549	143,718	143,858	143,997	144,135	144,277	144,423	144,565	144,710
	d 資源化率（b／c）	%	13.2%	12.7%	12.6%	11.9%	11.4%	11.0%	12.0%	11.5%	10.8%	10.3%	9.4%	9.4%	9.3%	9.3%	9.3%	9.2%	9.2%	9.1%	9.1%	9.0%	9.0%

（２） ごみ排出量の推計

①行政区域内人口の将来予測値

行政区域内人口の2007年度から2016年度までの推移と、「人口ビジョン」に記された数値を元に算出した2017年度から2027年度までの将来予測値は、表3-3-3及び図3-3-3に示すとおりです。

郡山市の将来人口は、2017年度以降、減少を続ける見込みです。

表3-3-3　行政区域内人口実績値の推移及び将来予測値

年度	実績値（人）	増減（人）	指数 2007=100.0	年度	将来予測値（人）	増減（人）	指数 2016=100.0
2007	337,926	—	—	2017	327,541	-7,161	97.86
2008	337,869	-57	99.98	2018	326,677	-864	97.60
2009	337,544	-325	99.89	2019	325,812	-865	97.34
2010	337,393	-151	99.84	2020	324,948	-864	97.09
2011	329,342	-8,051	97.46	2021	324,003	-945	96.80
2012	327,296	-2,046	96.85	2022	323,059	-944	96.52
2013	328,135	+839	97.10	2023	322,114	-945	96.24
2014	328,860	+725	97.32	2024	321,170	-944	95.96
2015	335,493	+6,633	99.28	2025	320,225	-945	95.67
2016	334,702	-791	99.05	2026	319,278	-947	95.39
	—	—	—	2027	318,331	-947	95.11

（資料：「郡山市統計情報」及び「郡山市人口ビジョン」、郡山市）

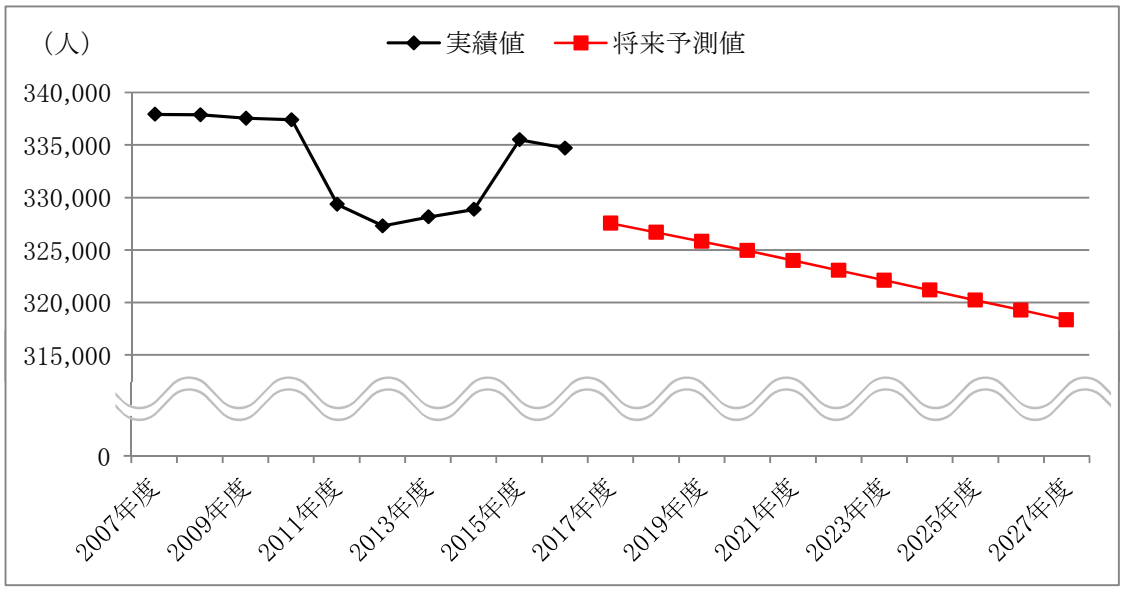

図3-3-3　行政区域内人口実績値の推移及び推計値

②生活系可燃ごみの推計

（ア）生活系可燃ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの生活系可燃ごみの排出量並びに原単位の推移を表3-3-4に示します。

原単位の推移を見ると、2010年度までは、2007年度の実績値よりも低い値で漸減の推移を示していましたが、2011年度においては震災の影響で大きく増加し、2013年度までは、2007年度の実績値よりも高い値で推移しています。

しかし、2014年度においてはほぼ2007年度の実績値まで戻り、その後は減少を続けています。

表3-3-4　生活系可燃ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	77,793	337,926	630.7	100.0
2008	76,925	337,869	623.8	98.9
2009	74,785	337,544	607.0	96.2
2010	76,061	337,393	617.6	97.9
2011	82,122	329,342	683.2	108.3
2012	80,330	327,296	672.4	106.6
2013	77,398	328,135	646.2	102.5
2014	75,654	328,860	630.3	99.9
2015	75,099	335,493	613.3	97.2
2016	74,204	334,702	607.4	96.3

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目。

（イ）生活系可燃ごみ量の推計結果

生活系可燃ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-5及び図3-3-4に青線で示すとおり、実績値の減少傾向を反映して減少を続ける見込みです。

なお、目標値の推移は図3-3-4に赤線で示すとおりです。

表3-3-5　生活系可燃ごみ量原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	629.8	629.3	628.7	628.2	627.6	627.0	626.5	625.9	625.3	624.8	624.2

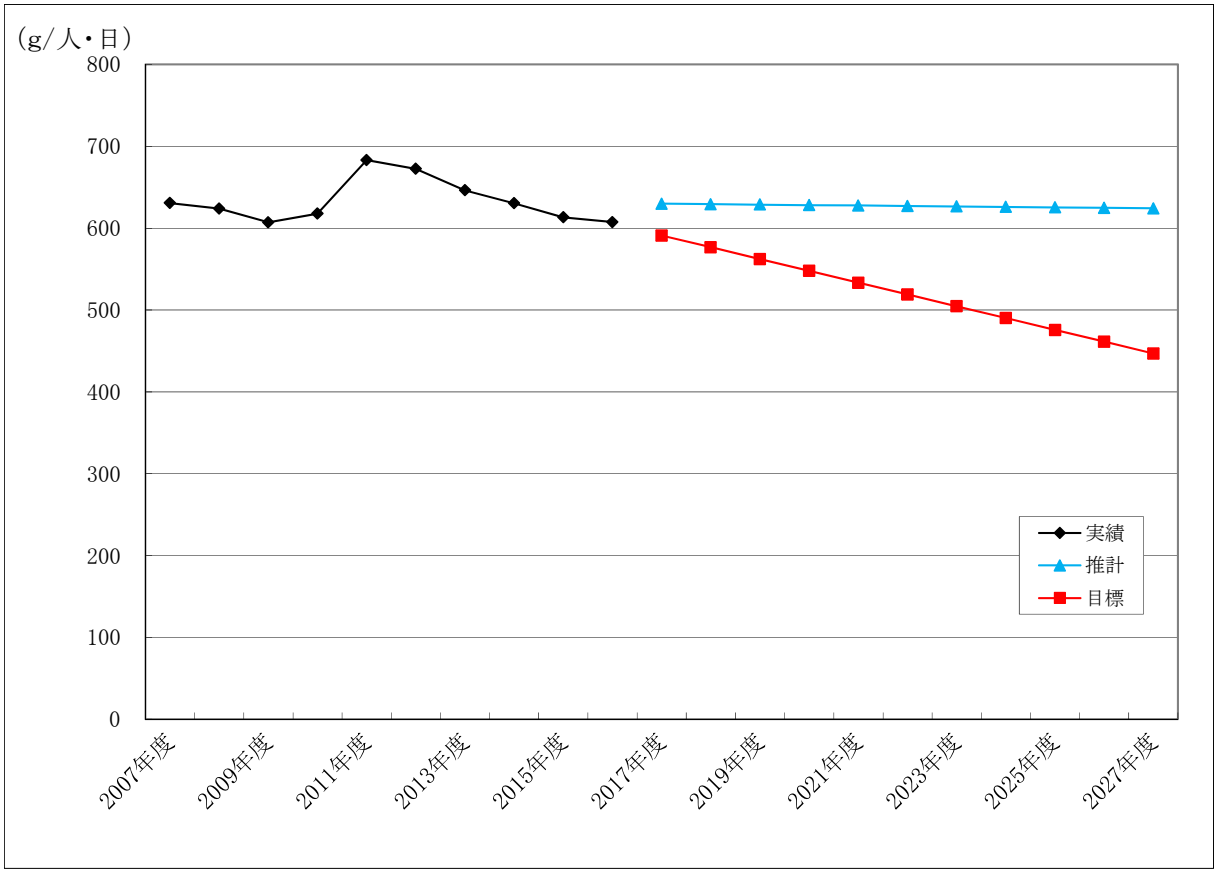

図3-3-4　生活系可燃ごみ量原単位の推計結果

③生活系不燃ごみの推計

（ア）生活系不燃ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの生活系不燃ごみの排出量並びに原単位の推移を表3-3-6に示します。

原単位の推移を見ると、2010年度までは2007年度の実績値を下回っていましたが、2011年度にかけて大幅に増加し、その値は2007年度実績値の144.4%に上ります。その後、2012年度においては減少に転じ、2014年度以降は震災発生前の水準以下にまで下がっています。

なお、2011年度における生活系不燃ごみ量の実績値は6,823tでしたが、本計画で整理する10年間で非常に高い数値となっています。本計画においてはこれを異常値とみなし、推計に際しては補整値を用いることとします。補整値は、2010年度の実績値と2012年度の実績値を直線で結ぶことにより算出します。

表3-3-6　生活系不燃ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	4,847	337,926	39.3	100.0
2008	4,392	337,869	35.6	90.6
2009	4,276	337,544	34.7	88.3
2010	4,425	337,393	35.9	91.4
2011	6,823	329,342	56.8	144.4
2012	4,749	327,296	39.8	101.2
2013	4,726	328,135	39.5	100.4
2014	4,098	328,860	34.1	86.9
2015	4,202	335,493	34.3	87.3
2016	3,989	334,702	32.7	83.1

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目。

※　推計の際、2011年度のごみ量実績値には下記の補整値を用いる。

4,425 ＋（4,749 - 4,425）/ 2 ≒ 4,587 t/年

（イ）生活系不燃ごみ量の推計結果

生活系不燃ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-7及び図3-3-5に示すとおり、減少傾向を続ける見込みです。

なお、生活系不燃ごみについては推計値と目標値を同値とします。

表3-3-7　生活系不燃ごみ量原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	34.4	34.0	33.7	33.3	33.0	32.6	32.3	31.9	31.6	31.2	30.9

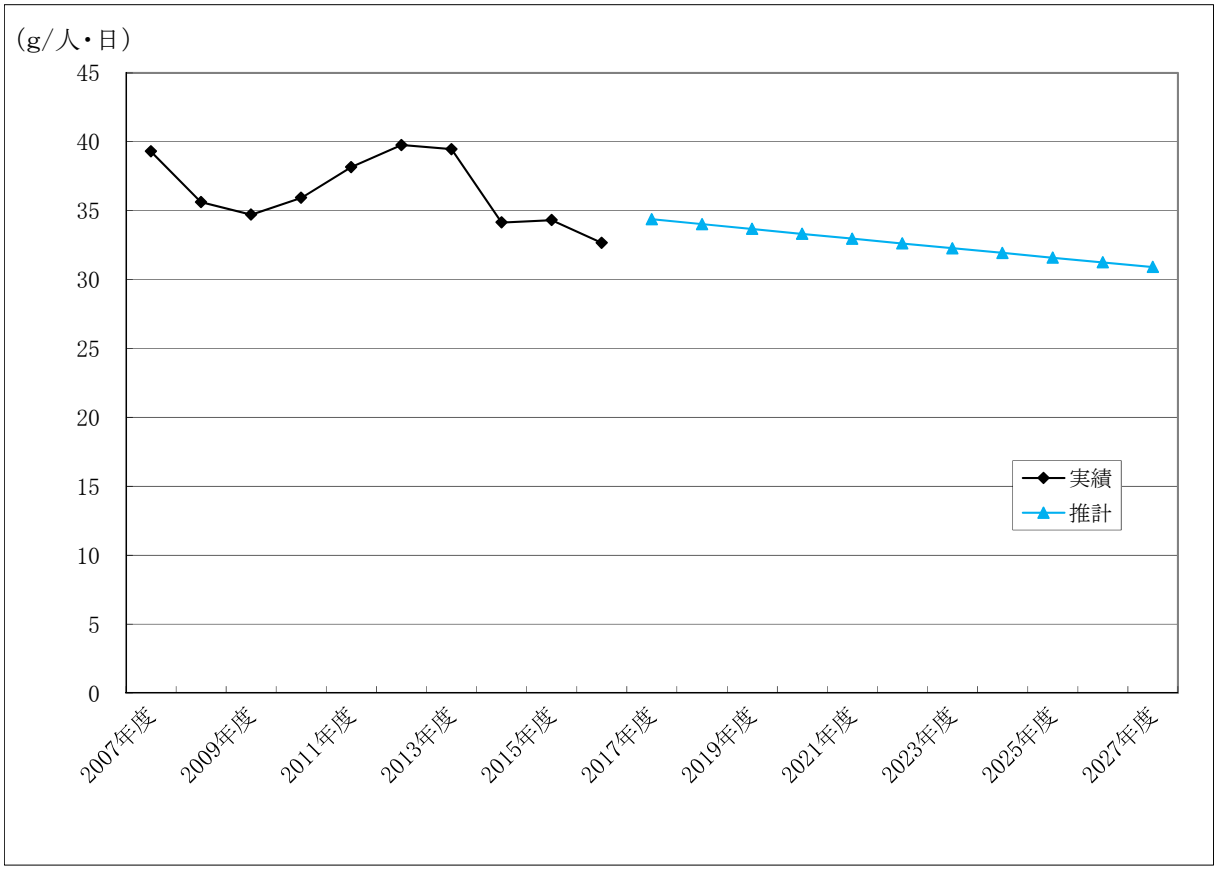

※　2011年度実績値には、補整値4,587ｔ/年を用いた。

※　推計値と目標値を同値とする。

図3-3-5　生活系不燃ごみ量原単位の推計結果

④生活系資源ごみの推計

（ア）生活系資源ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの生活系資源ごみの排出量並び原単位の推移を表3-3-8に、また、項目ごとの推移を表3-3-9及び図3-3-6に示します。

表3-3-8　生活系資源ごみ量（合計値）の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	10,329	337,926	83.7	100.0
2008	9,629	337,869	78.1	93.2
2009	9,551	337,544	77.5	92.6
2010	8,861	337,393	72.0	85.9
2011	10,326	329,342	85.9	102.7
2012	10,026	327,296	83.9	100.2
2013	10,167	328,135	84.9	101.4
2014	9,577	328,860	79.8	95.3
2015	8,980	335,493	73.3	87.6
2016	8,430	334,702	69.0	82.5

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目。

表3-3-9　生活系資源ごみ量（項目ごと）の推移

項目＼年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
人　口		337,926	337,869	337,544	337,393	329,342	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702
総排出量（ｔ/年）	缶	1,227	1,173	1,159	1,080	1,227	1,197	1,190	1,038	1,081	1,079
	紙	4,756	4,159	4,159	3,704	4,623	4,424	4,514	4,172	3,607	3,241
	ｶﾞﾗｽびん	2,199	2,109	2,086	1,993	2,110	2,073	2,138	2,108	2,131	2,015
	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	725	745	745	769	1,012	1,014	1,013	971	888	844
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1,421	1,443	1,402	1,316	1,354	1,319	1,312	1,288	1,273	1,250
	計	**10,329**	**9,629**	**9,551**	**8,861**	**10,326**	**10,026**	**10,167**	**9,577**	**8,980**	**8,430**
原単位(g/人・日)	缶	10.0	9.5	9.4	8.8	10.2	10.0	9.9	8.6	8.8	8.8
	紙	38.6	33.7	33.8	30.1	38.5	37.0	37.7	34.8	29.5	26.5
	ｶﾞﾗｽびん	17.8	17.1	16.9	16.2	17.6	17.4	17.8	17.6	17.4	16.5
	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.9	6.0	6.0	6.2	8.4	8.5	8.5	8.1	7.2	6.9
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	11.5	11.7	11.4	10.7	11.3	11.0	11.0	10.7	10.4	10.2
	計	**83.7**	**78.1**	**77.5**	**72.0**	**85.9**	**83.9**	**84.9**	**79.8**	**73.3**	**69.0**

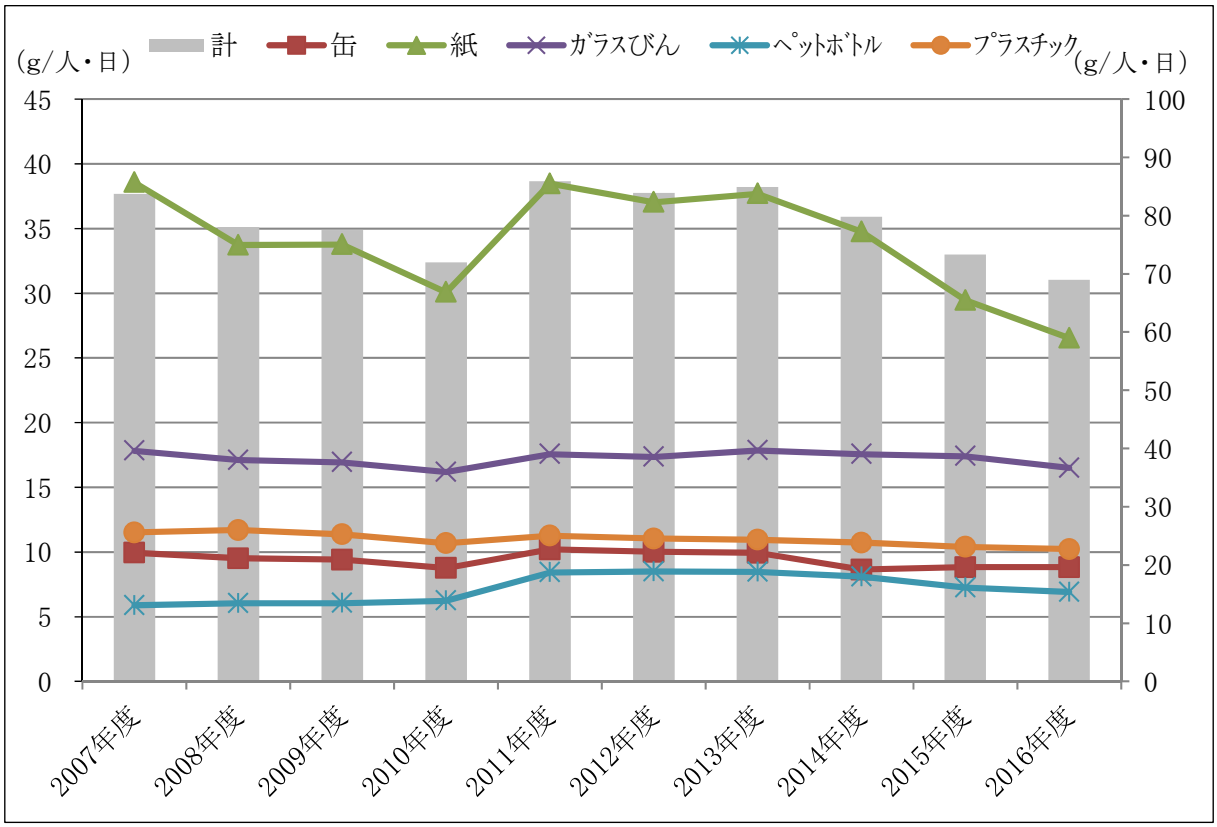

図3-3-6　生活系資源ごみ量原単位（項目ごと）の推移

資源ごみ合計の原単位の推移を見ると、2011年度から2013年度にかけては2007年度の実績値よりも高い数値となっていますが、2007年度から2010年度にかけて、また、2014年度から2016年度にかけては減少傾向にあります。

原単位の内訳について、いずれの年も紙の割合が最も高く、2016年度においては69.0gのうち26.5gと、約38.4%を占めます。

項目ごとの原単位の推移を見ると、ペットボトルに関しては全ての年度が2007年度の実績値を上回っていることがわかります。

対して紙は、過去10年間、2007年度実績値よりも低い値で推移しており、他の項目よりも著しい減少傾向にあります。

（イ）生活系資源ごみ量の推計結果

生活系資源ごみ推計値は、表3-3-10及び図3-3-7に示すとおりです。

近年の傾向を反映し、ペットボトルは増加、紙は大幅な減少傾向となる予測です。また、ガラスびんに関しては概ね横ばい、缶及びプラスチックは漸減の傾向を見込んでいます。

なお、生活系資源ごみ（計）目標値の推移は図3-3-7において赤棒グラフに示すとおりです。

表3-3-10　生活系資源ごみ量原単位の推計結果

（単位：g/人・日）

項目＼年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
缶	9.2	9.1	9.0	8.9	8.8	8.7	8.6	8.5	8.3	8.3	8.1
紙	28.9	28.1	27.3	26.5	25.7	24.9	24.2	23.4	22.8	22.1	21.4
ｶﾞﾗｽびん	17.9	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.7
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	8.2	8.6	8.8	9.1	9.4	9.7	10.0	10.4	10.6	11.0	11.3
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	10.6	10.4	10.4	10.3	10.0	9.9	9.8	9.7	9.6	9.4	9.3
計	74.8	74.0	73.3	72.6	71.9	71.2	70.5	69.9	69.2	68.5	67.8

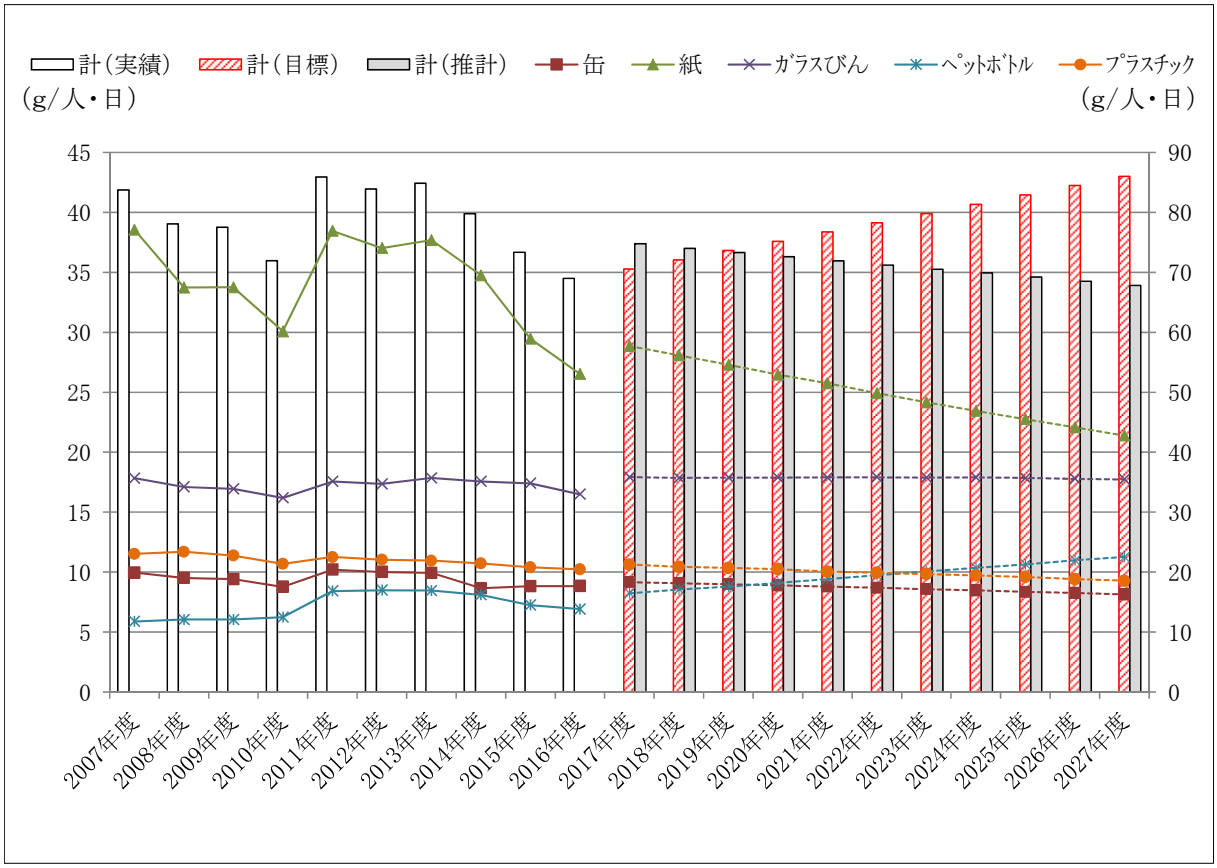

※　折れ線グラフの実線は実績値、破線は推計値を表す。

図3-3-7　生活系資源ごみ量原単位の推計結果

⑤生活系粗大ごみの推計

（ア）生活系粗大ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの生活系粗大ごみの排出量並び原単位の推移を表3-3-11に示します。

2007年度から2010年度にかけては漸減の傾向が見られましたが、2011年度以降は、震災の影響により2007年度の実績値を大きく上回る値で推移を続けています。特に2011年度から2012年度における増加が顕著で、2007年度の実績値の146.8%に及ぶ粗大ごみが排出されています。

生活系可燃ごみ及び不燃ごみ、資源ごみにおいては、2014年度を目処に2007年度の実績値よりも低い値へと減少する傾向が見られましたが、生活系粗大ごみにおいてはこのような傾向は見られず、依然として2007年度の実績値よりも大きい値での横ばい傾向を続けている点で他の項目とは異なっています。

従って、生活系粗大ごみの推計を行う際の異常値の扱いとしては、他の項目のように補整値を用いるのではなく、2011年度から2016年度までの６年間の数値を用いることとします。

表3-3-11　生活系粗大ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	723	337,926	5.9	100.0
2008	729	337,869	5.9	100.8
2009	715	337,544	5.8	99.0
2010	687	337,393	5.6	95.2
2011	938	329,342	7.8	133.1
2012	1,028	327,296	8.6	146.8
2013	934	328,135	7.8	133.0
2014	875	328,860	7.3	124.4
2015	949	335,493	7.7	132.2
2016	901	334,702	7.4	125.8

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目。

※　推計には、2011～16年度までの実績値を用いることとする。

（イ）生活系粗大ごみ量の推計結果

生活系粗大ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-12及び図3-3-8に示すとおり、過去６年間の減少傾向を受けて減少を続ける見込みです。

なお、生活系粗大ごみについては推計値と目標値を同値とします。

表3-3-12　生活系粗大ごみ量の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5	6.4	6.3

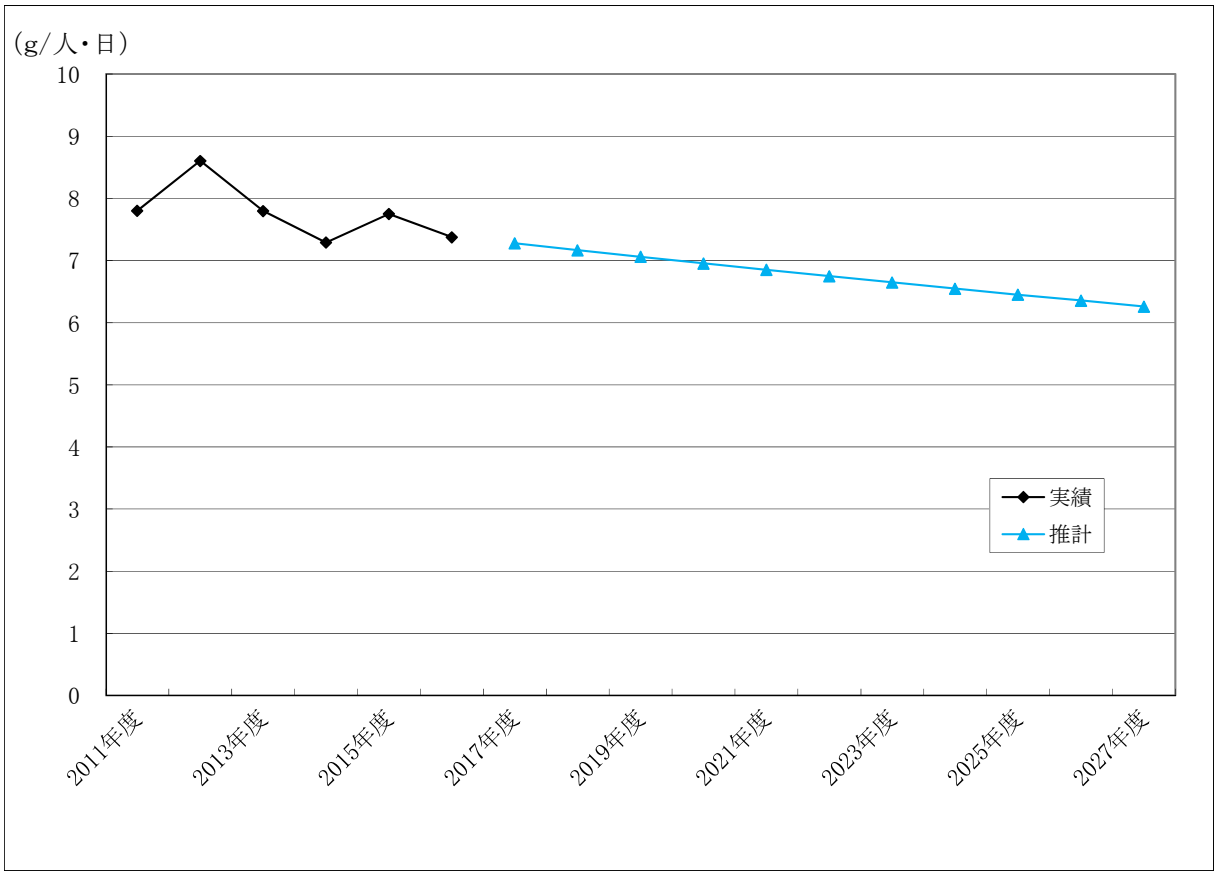

※　推計には、2011～16年度の実績値を用いる。
※　推計値と目標値を同値とする。

図3-3-8　生活系粗大ごみ量の推移

⑥集団回収の推計

（ア）集団回収の推移

2007年度から2016年度までの集団回収の排出量並び原単位の推移を表3-3-13に示します。

原単位の推移を見ると、過去10年間一貫して減少傾向にあり、2007年度の実績値と比較すると約60%程度にまで落ち込んでいることがわかります。

表3-3-13　集団回収の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：kg/人・年	2007=100.0
2007	8,949	337,926	26.5	100.0
2008	8,241	337,869	24.4	92.1
2009	7,631	337,544	22.6	85.4
2010	7,287	337,393	21.6	81.6
2011	6,602	329,342	20.0	75.7
2012	6,794	327,296	20.8	78.4
2013	6,619	328,135	20.2	76.2
2014	6,650	328,860	20.2	76.4
2015	6,102	335,493	18.2	68.7
2016	5,649	334,702	16.9	63.7

（イ）集団回収の推計結果

一人当たり集団回収量の推計結果は、表3-3-14及び図3-3-9に青線で示すとおり、実績値の減少傾向を反映して減少を続ける見込みです。

なお、目標値の推移は図3-3-9に赤線で示すとおりです。

表3-3-14　集団回収の推計結果

（単位：kg/人・年）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	16.4	15.6	14.9	14.3	13.6	13.0	12.5	11.9	11.4	10.9	10.4

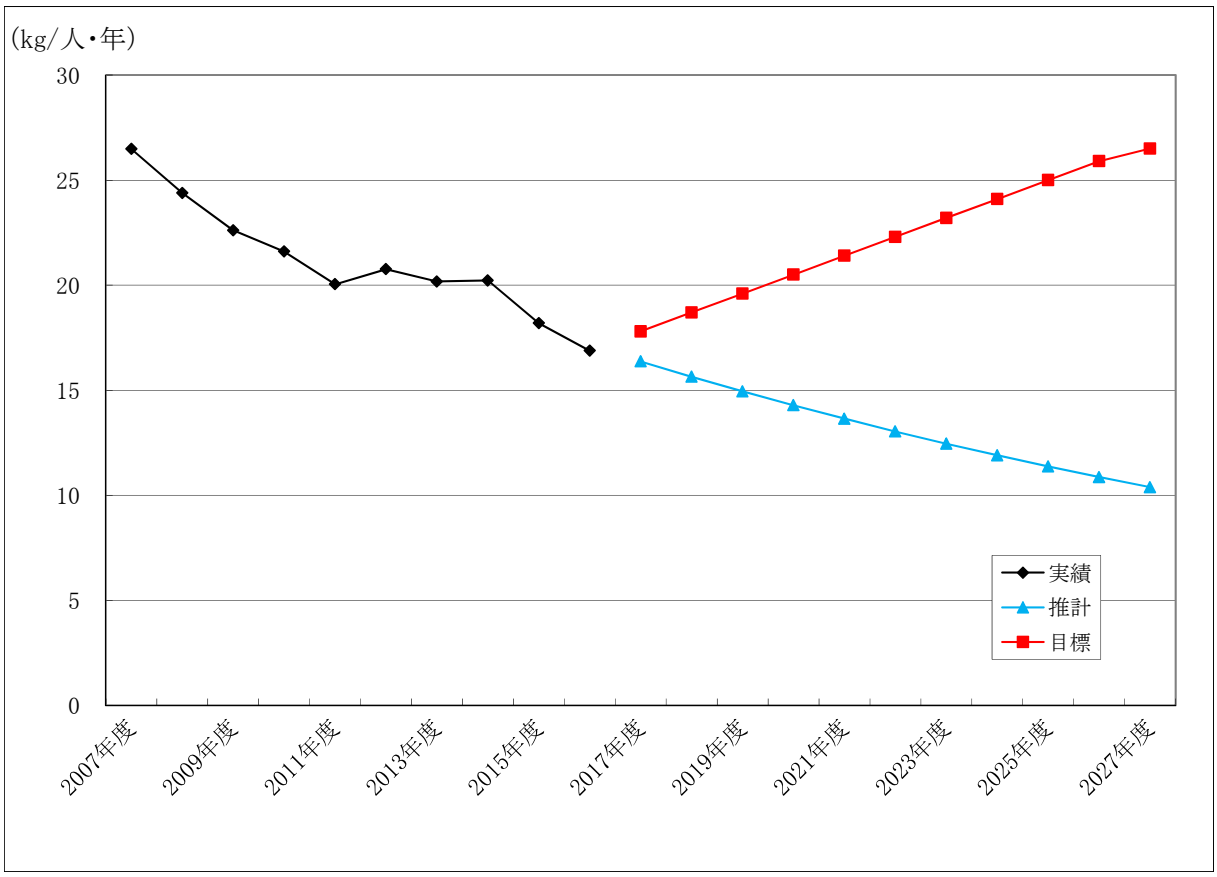

図3-3-9　集団回収の推計結果

⑦事業系可燃ごみの推計

（ア）事業系可燃ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの事業系可燃ごみの排出量並び原単位の推移を表3-3-15に示します。

原単位をみると、2007年度から2009年度にかけて減少傾向が見られましたが、2011年度から2012年度にかけては大きく増加しています。その後、2013年度から2016年度にかけては減少傾向へと転じているものの、いまだに震災発生前の水準までは下がっていないことがわかります。

なお、2011年度では59,383t、2012年度では67,414tの事業系可燃ごみが排出されていますが、本計画で整理する10年間で非常に高い数値となっています。そこで、本計画ではこれを異常値とみなし、推計を行う際は補整値を用いることとします。補整値は、2010年度の実績値と2013年度の実績値を直線で結ぶことにより算出します。

表3-3-15　事業系可燃ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	53,367	337,926	432.7	100.0
2008	48,888	337,869	396.4	90.6
2009	46,392	337,544	376.5	85.0
2010	46,015	337,393	373.7	87.0
2011	59,383	329,342	494.0	116.0
2012	67,414	327,296	564.3	136.1
2013	55,412	328,135	462.7	109.5
2014	53,586	328,860	446.4	103.6
2015	52,270	335,493	426.9	101.1
2016	51,481	334,702	421.4	99.6

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目。

※ 推計の際、2011～12年度のごみ量実績値には下記の補整値を用いる。

・2011年度：46,015 ＋（55,412- 46,015）/ 3 ≒ 49,147 t/年

・2012年度：49,147 ＋（55,412- 46,015）/ 3 ≒ 52,280 t/年

（イ）事業系可燃ごみ量の推計結果

事業系可燃ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-16及び図3-3-10に青線で示すとおり、増加傾向となっています。

なお、目標値の推移は図3-3-10に赤線で示すとおりです。

表3-3-16　事業系可燃ごみ量の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	443.7	448.4	453.2	458.1	462.9	467.8	472.8	477.7	482.7	487.7	492.8

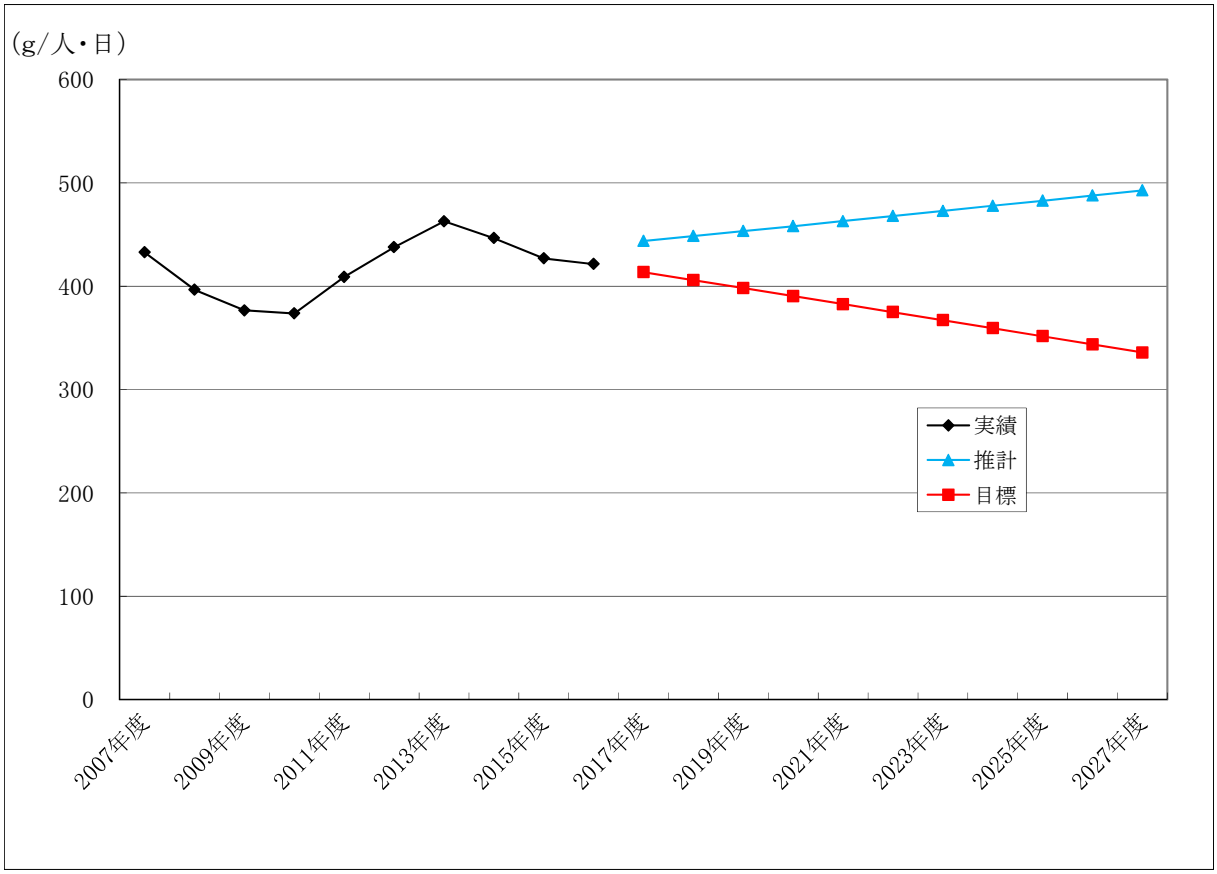

※　2011年度実績値には補整値49,147ｔ/年を、2012年度実績値には補整値52,280ｔ/年を用いた。

図3-3-10　事業系可燃ごみ量の推移

⑧事業系不燃ごみの推計

（ア）事業系不燃ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの事業系不燃ごみの排出量並び原単位の推移を表3-3-17に示します。

原単位をみると、震災の影響に伴い2010年度から2012年度にかけて大きく増加しており、特に2012年度においては2007年度の実績値と比較し、505.7%のごみが排出されています。しかし、2013年度以降は震災発生前の水準以下の排出量となり、それ以降は減少を続けています。

なお、本計画においては2011年度及び2012年度の値を異常値とみなし、推計に際しては補整値を用いることとします。補整値は、2010年度の実績値と2013年度の実績値を直線で結ぶことにより算出を行います。

表3-3-17　事業系不燃ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	490	337,926	4.0	100.0
2008	367	337,869	3.0	74.9
2009	349	337,544	2.8	71.3
2010	410	337,393	3.3	83.8
2011	1,479	329,342	12.3	309.7
2012	2,400	327,296	20.1	505.7
2013	332	328,135	2.8	69.8
2014	214	328,860	1.8	44.9
2015	209	335,493	1.7	43.0
2016	173	334,702	1.4	35.6

※ □…2007年度の実績値を100.0とした際、指数が100.0以上となる項目

※ 推計の際、2011～12年度のごみ量実績値には下記の補整値を用いる。

・2011年度：410 ＋（332－410）/ 3 ≒ 384ｔ/年

・2012年度：384 ＋（332－410）/ 3 ≒ 358ｔ/年

（イ）事業系不燃ごみ量の推計結果

事業系不燃ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-18及び図3-3-11に示すとおり、減少傾向が見込まれます。

なお、事業系不燃ごみについては推計値と目標値を同値とします。

表3-3-18　事業系不燃ごみ量の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5

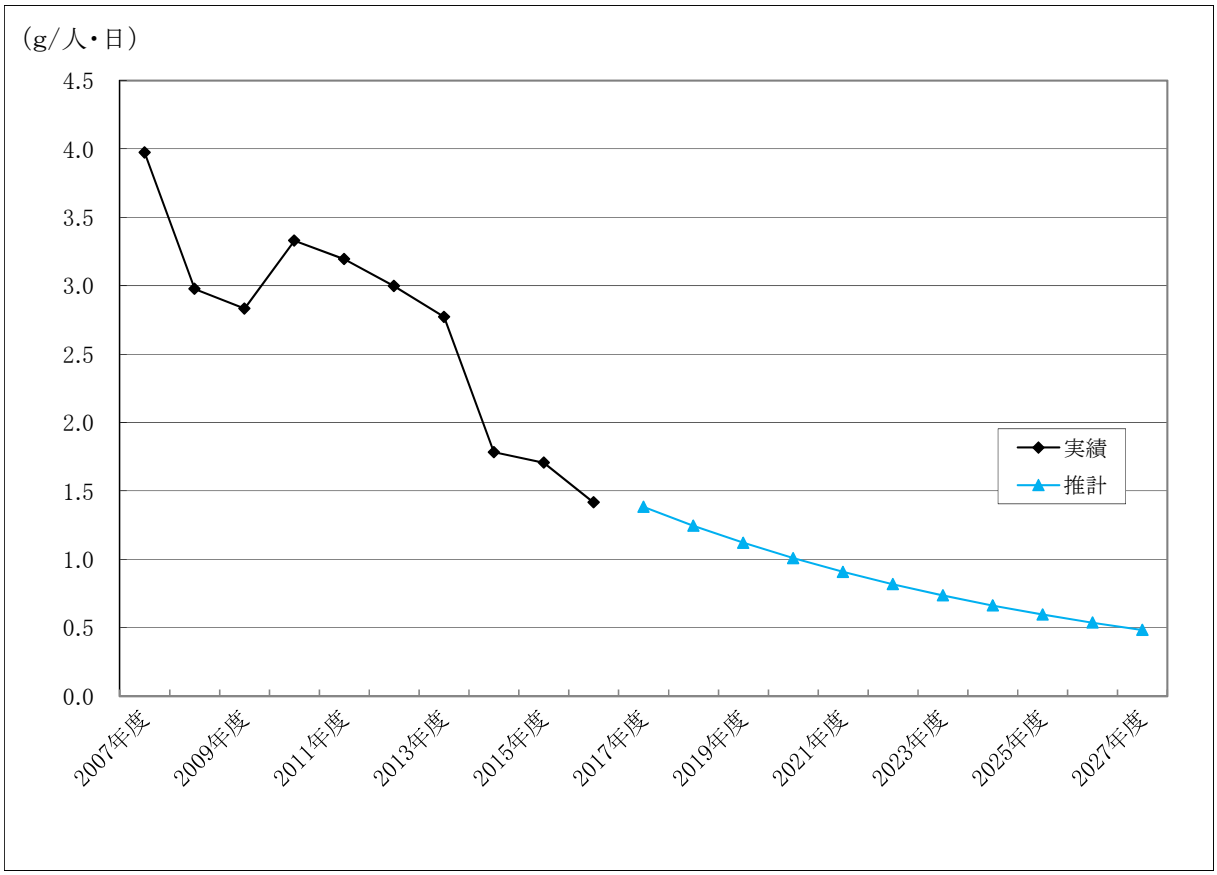

※　2011年度の補整値として384ｔ/年、2012年度の補整値として358ｔ/年を用いた。
※　推計値と目標値を同値とする。

図3-3-11　事業系不燃ごみ量の推移

⑨事業系資源ごみの推計

（ア）事業系資源ごみ量の推移

2007年度から2016年度までの事業系資源ごみの排出量並び原単位の推移を表3-3-19に示します。

排出量、原単位いずれも全ての年度において2007年度の実績値を下回り概ね減少傾向を続けていることがわかります。

原単位をみると、2010年度から2011年度にかけては他の項目と同様、一時的な増加を示したものの、2012年度にかけては再び減少に転じ、2013年度においては震災発生以前の水準にまで下がっています。

なお、2011年度における事業系資源ごみ量の実績値は327tでしたが、本計画で整理する10年間で非常に高い数値となっています。本計画においてはこれを異常値とみなし、推計に際しては補整値を用いることとします。補整値は、2010年度の実績値と2012年度の実績値を直線で結ぶことにより算出します。

表3-3-19　事業系資源ごみ量の推移

年度	ごみ量	人口	原単位	指数（原単位）
	単位：ｔ/年	単位：人	単位：ｇ/人・日	2007=100.0
2007	452	337,926	3.7	100.0
2008	385	337,869	3.1	84.2
2009	284	337,544	2.3	61.4
2010	257	337,393	2.1	57.4
2011	327	329,342	2.7	75.4
2012	260	327,296	2.2	62.0
2013	245	328,135	2.0	57.2
2014	248	328,860	2.1	56.6
2015	223	335,493	1.8	50.9
2016	187	334,702	1.5	42.7

※　推計の際、2011年度のごみ量実績値には下記の補整値を用いる。
257＋（260 - 257）/ 2 ≒ 259 t/年

（イ）事業系資源ごみ量の推計結果

事業系資源ごみ量原単位の推計結果は、表3-3-20及び図3-3-12に青線で示すとおり、減少傾向を続ける見込みです。

なお、目標値の推移は図3-3-12に赤線で示すとおりです。

表3-3-20　事業系資源ごみ量の推計結果

（単位：g/人・日）

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
原単位	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8

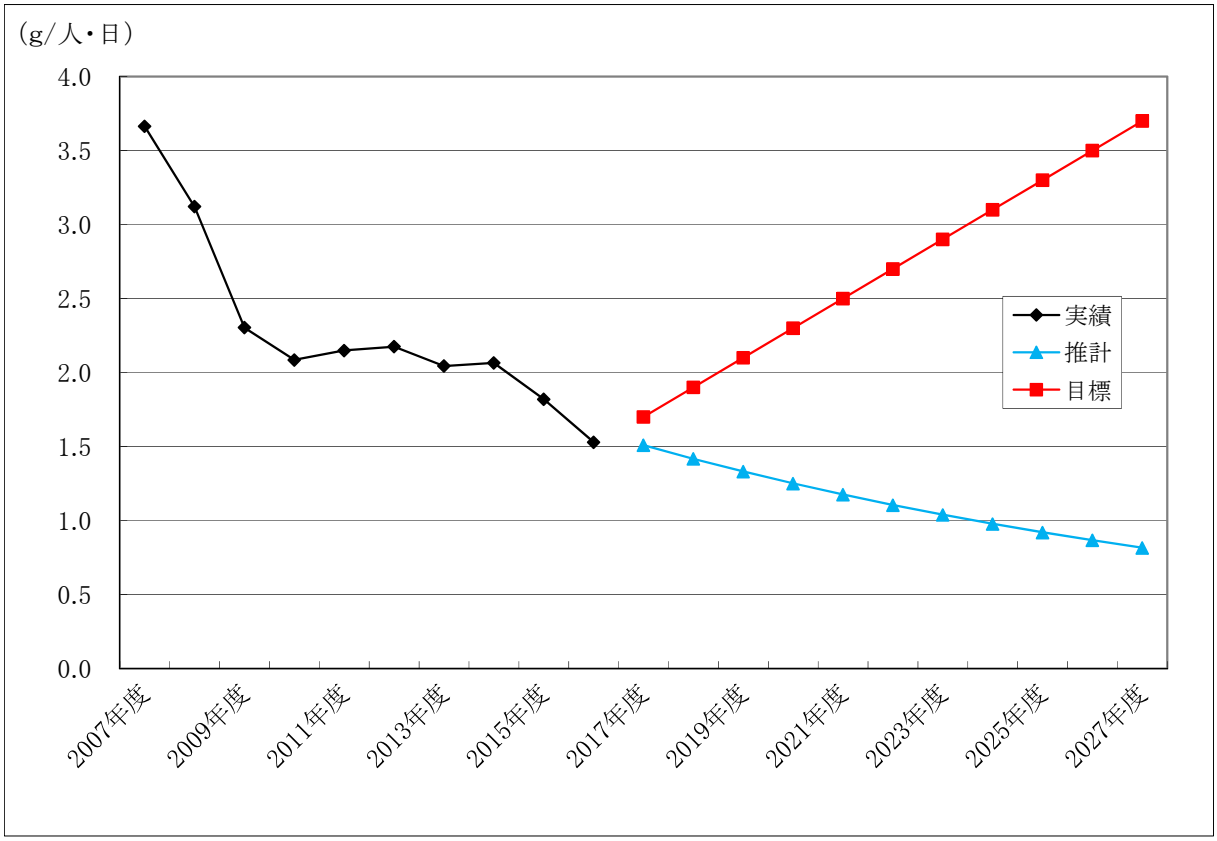

※　2011年度実績値には、補整値259ｔ/年を用いた。

図3-3-12　事業系資源ごみ量の推移

３　収集・運搬計画の検討

（１）収集回数・分別の内容

現在の収集頻度並びに分別の内容についての苦情は無く、大きな問題は生じていないため、当面は現状を継続するものとします。

しかし、今後、新たな処理施設の建設等の計画が行われる場合は、改めて検討を行うこととします。

（２）収集容器

現在、透明もしくは半透明の袋で収集を行っており、大きな問題は生じていないため当面は現状を維持することとします。

4　中間処理計画の検討

（１）焼却処理計画

①焼却処理量等の推移

現在、郡山市内で焼却を行っている施設は、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターの２施設です。

2007年度から2016年度までの両施設での焼却処理量及び埋立処分量の推移を表3-3-21に示します。

表3-3-21　焼却処理量等の推移

（単位：ｔ）

年度	富久山クリーンセンター		河内クリーンセンター		合　計	
	焼却処理量	埋立処分量	焼却処理量	埋立処分量	焼却処理量	埋立処分量
2007	77,788	11,222	61,100	8,646	138,887	19,868
2008	75,357	10,795	57,188	8,034	132,546	18,829
2009	73,560	10,421	54,983	7,957	128,542	18,378
2010	70,580	10,321	56,366	7,909	126,945	18,230
2011	84,992	13,514	64,698	11,013	149,690	24,527
2012	86,247	12,805	79,948	12,512	166,195	25,317
2013	89,257	13,585	73,647	9,934	162,904	23,518
2014	86,368	12,985	76,430	11,067	162,798	24,052
2015	81,371	12,600	72,605	10,123	153,975	22,723
2016	70,271	10,431	69,450	10,104	139,721	20,534
平均	79,579	11,868	66,641	9,730	146,220	21,598
	100%	15%	100%	15%	100%	15%

②焼却処理施設計画

河内クリーンセンターは稼働開始から33年、富久山クリーンセンターは21年が経過しており、いずれの施設も現在基幹改良工事を実施しているものの、本計画期間中には更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

③焼却処理計画

今後とも、可燃ごみ及び破砕選別後の可燃残渣について全量焼却処理を行うこととします。なお、埋立処分量については、表3-3-21に示した過去10年間の平均値の焼却処理量に対する割合15%を見込むこととします。

（２）粗大ごみ・不燃ごみ破砕・選別処理計画

①破砕・選別処理量等の推移

現在、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕・選別処理を行っています。

選別後可燃残渣は両クリーンセンターにて焼却処理を行っており、資源化できるものは資源化し、不燃残渣は埋立処分を行っています。

それらの量及び比率の推移は、表3-3-22のとおりです。

表3-3-22　破砕・選別処理量及び比率の推移

	年度／項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均※
量（t）	可燃残渣	337	306	558	522	1,616	1,538	419	584	647	442	477
	埋立処分	2,961	2,755	2,502	2,681	4,241	3,396	2,432	2,635	2,705	2,653	2,666
	資 源 化	2,351	2,105	2,014	1,951	3,332	3,173	2,965	1,951	1,941	1,865	2,143
	施設搬入	5,649	5,167	5,074	5,154	9,189	8,107	5,816	5,170	5,293	4,960	5,285
比率（%）	年度／項目	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均※
	可燃残渣	6%	6%	11%	10%	18%	19%	7%	11%	12%	9%	9%
	埋立処分	52%	53%	49%	52%	46%	42%	42%	51%	51%	53%	51%
	資 源 化	42%	41%	40%	38%	36%	39%	51%	38%	37%	38%	40%
	施設搬入	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※　10年間のうち、施設搬入量が極端に多い2011～12年度を除く８年間の平均値。

②破砕・選別処理施設計画

いずれの施設も施設稼働後20年以上が経過しており、適正な維持管理による処理の継続を行うとともに、更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

③破砕・選別処理計画

項目ごとに平均値（震災の影響を強く受けた2011年度及び2012年度を除く８年間）を求め、破砕・選別処理計画を下記のとおり設定します。

- *10年間の実績値より、排出量の全量を搬入することを見込みます。*
- *可 燃 残 渣：　９％を見込みます。*
- *埋立処分量：　施設搬入量から可燃残渣量、資源化量を差し引いた51％を見込みます。*
- *資 源 化 量：　40％を見込みます。*

（３）資源ごみ再資源化処理計画

①再資源化処理量等の推移

現在、郡山市では、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の処理は富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザにて、それ以外の資源ごみの処理は民間委託により行っています。紙類は直接、その他の項目は資源化施設に搬入し、全量資源化を行っています。

なお、事業系資源ごみについては、全量資源化施設に搬入されるものとして扱います。

②再資源化処理施設計画

当面は現状の処理を継続しますが、今後、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザの更新計画を行う場合は、併せて検討を行うこととします。

③再資源化処理計画

リサイクルプラザ及び民間の資源化施設へ搬入された資源ごみは全量再資源化されており、今後も同様に見込みます。

（４）資源化・減量化・減容化計画の検討

①目標値の設定

本計画では2015年度における中核市の平均値を上回ることを目標とし、表3-3-23のとおりとします。

表3-3-23　目標値の設定

		現況 （2016年度）	中核市平均値 （2015年度）	目標値 （2027年度）
一人一日当たりの排出量※		1,141 g/人・日	980 g/人・日	910 g/人・日
	生活系	717 g/人・日	―	570 g/人・日
	事業系	424 g/人・日	―	340 g/人・日
再生利用率		10.3%	20%	26%

※　集団回収を除く。

②減量化及び資源化施策の検討

基本方針に基づき、ごみの資源化・減量化を推進するための主体ごとの役割を表3-3-24に、重点施策を表3-3-25に示します。更に、主な取り組みの例を表3-3-26～27に示します。

なお、具体的な実施内容については、目標の達成状況や社会情勢等を踏まえ、毎年策定するごみ処理基本計画実施計画において決定することとします。

表3-3-24　主体ごとの役割

市　民 事業者	・排出抑制や分別ルールの遵守等により、循環型社会形成に寄与します。
行　政	・ごみの減量化及び資源化の重要性を市民並びに事業者へ周知徹底し、意識高揚に努めます。 ・処理施設の適正な維持・管理により、廃棄物処理の効率化を図ります。

表3-3-25　重点施策

重点施策１	生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進
重点施策２	事業系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進
重点施策３	循環型社会実現に向けての取り組みの展開
重点施策４	適切なごみ処理体制の充実
重点施策５	指導・監視体制の充実

５つの重点項目の選定理由は、下記のとおりです。

重点施策１：郡山市内から発生する生活系可燃ごみの量は年々減少傾向にありますが、類似市町村と比較すると未だに多いことが問題となっています。また、2016年度において、生活系ごみの総量に対して生活系可燃ごみが占める割合は約85％と、非常に高い数値を示しています。
そこで、更なる生活系可燃ごみの減量を目指し、排出抑制等の施策を進めていきます。

重点施策２：事業系可燃ごみの量は依然として震災発生前の水準まで下がっておらず、推計結果からも、将来的に増加を続ける見込みです。また、2016年度において、事業系ごみのうち実に99％以上が事業系可燃ごみであることから、改善は必須です。
したがって、分別ルールの遵守をはじめとした各種施策を進め、事業系可燃ごみの減量・資源化を推進します。

重点施策３：限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減させるためには、ごみとなるものの発生と、ごみそのものの発生を抑制することが重要です。
そこで、前回計画から引き続き発生抑制を第一の優先取り組み事項とし、その次に、再使用、再生利用の拡大を図る３Ｒ施策を推進します。

重点施策４：ごみの収集・運搬から最終処分に至るまでのごみ処理体制が確保され、適正に処理されることが、「循環型社会」を形成するうえでの基盤となります。
環境への配慮が徹底されたごみ処理体制を充実させるための取り組みを、本計画においても引き続き進めていきます。

重点施策５：環境に配慮されたごみ処理体制が効果的に運営されるためには、不適切な処理が行われないよう充分に監視していくことが重要となります。
そこで、引き続き適切なごみ処理を推進するために指導や監視の充実を図り、適正処理に関する普及啓発の促進に取り組みます。

表3-3-26　主体ごとの取り組み例（資源の循環的利用）

市　民	・マイバックの持参 ・詰め替え商品やリサイクル商品の積極的な購入 ・必要なもののみの購入による、ごみの発生抑制
事業者	・過剰包装を控え、マイバック利用の推奨 ・事業活動で発生する廃棄物の減量化、再使用、再生利用の徹底 ・物品購入時における、再使用や再生利用が可能なリサイクル商品の選択
行　政	・過剰包装等の対策 ・市民や事業者に対する、ごみ分別の周知徹底 ・状態の良い回収物を市民へ無償で提供する等、リユース（再使用）の推進

表 3-3-27　主体ごとの取り組み例（廃棄物の適正処理）

市　民	・ごみの分別の徹底 ・ごみ集積所の適正利用 ・粗大ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づく処理の実施
事業者	・適正な廃棄物の分別の徹底 ・廃棄物処理の法令順守 ・ISO14001等環境マネジメントシステムの導入促進及びその強化
行　政	・生ごみ減量啓発事業 ・ＰＣＢ廃棄物適正処理対策事業 ・不法投棄対策 ・多量排出事業者への指導強化

また、再生利用率の低下の要因として考えられるのは集団回収量の減少であり、推計結果においてもその傾向が現れています。従って、今後は集団回収の支援強化により集団回収量の増加を目指すこととします。

なお、ごみ処理の有料化については、実施する自治体が増加傾向にあることやごみ排出量の抑制と排出量による公平な費用負担を図るため、郡山市においても、今後、導入時期や方法の検討を行うこととします。

5　最終処分計画の検討

郡山市が2017年現在埋立を行っている最終処分場は河内埋立処分場のみで、その第３期埋立地は2023年度に埋立完了予定となっています。

現在、2021年度にかけて第４期埋立処分場の拡張事業を実施する予定であり、新たに埋立面積20,300㎡、埋立容量474,000㎥の埋立が可能となる計画です。拡張事業のスケジュール概要は、表3-3-28に示すとおりです。

表3-3-28　拡張事業スケジュール概要

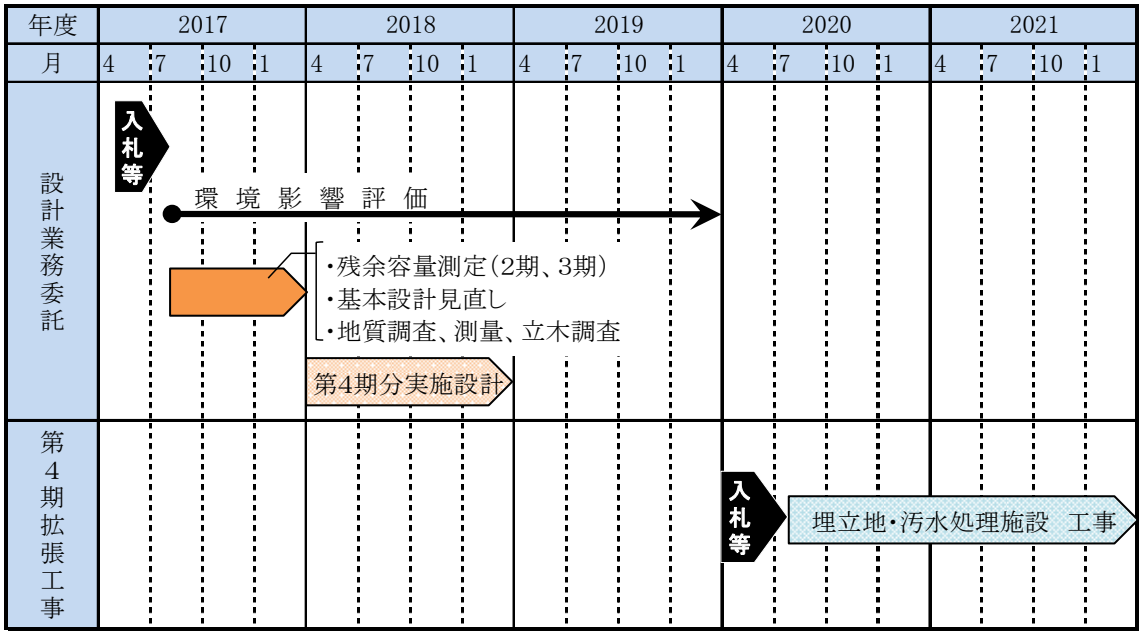

6　災害廃棄物処理計画の検討

今後、福島県の災害廃棄物処理計画策定についての動向を確認しつつ、災害廃棄物処理計画の策定についても検討を行うこととします。

策定に当たっては、災害廃棄物対策指針に基づき地域防災計画との整合をはかり策定することとし、必要に応じて本計画の見直しも行うこととします。

災害廃棄物処理計画の位置づけは、図3-3-13のとおりです。

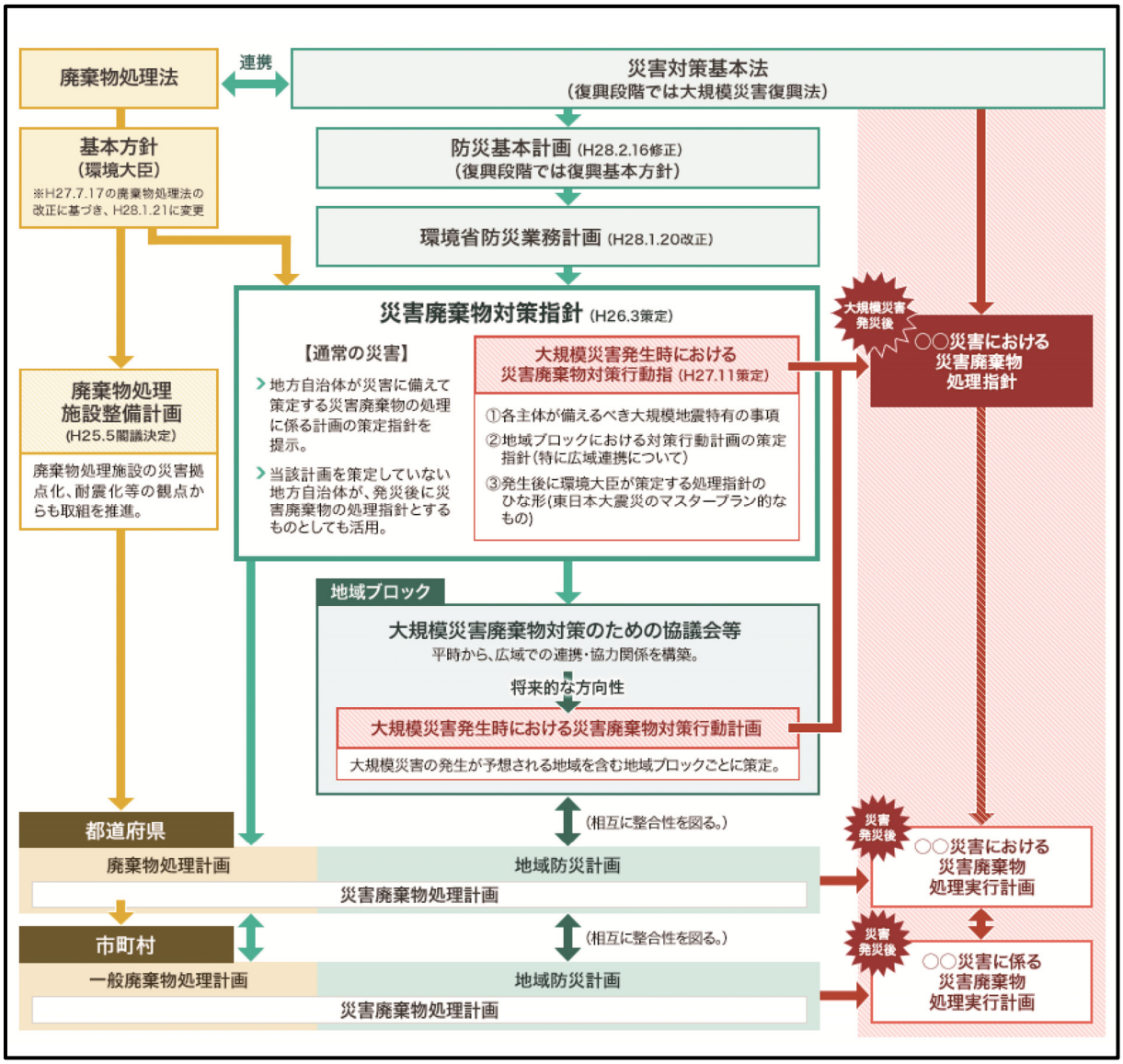

（資料：災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト、環境省HP）

図3-3-13　災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

基本理念	基本方針	重点施策	施策の展開
資源が循環するまちづくり	資源の循環的利用	**重点施策１** 生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進	（１）生ごみの減量・資源化への対応 （２）減量行動の推進 （３）分別の徹底
		重点施策２ 事業系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進	（１）環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進 （２）事業者による分別強化と優良な環境行動への支援 （３）店頭回収等、リサイクルへの協力
		重点施策３ 循環型社会実現に向けての取り組みの展開	（１）市民の意識高揚と減量行動の推進 （２）事業者の意識啓発の推進 （３）事業系ごみの減量化施策
	廃棄物の適正処理	**重点施策４** 適切なごみ処理体制の充実	（１）収集・処理体系の向上 （２）３Ｒ推進の向上 （３）計画的な中間処理施設・最終処分場の運営 （４）環境に配慮した運営管理体制の確立
		重点施策５ 指導・監視体制の充実	（１）不適正処理への指導・監視 （２）不法投棄対策 （３）野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視 （４）新技術の調査・検討

本基本計画の主体ごとの施策の具体例については、次頁以降に示します。

基本方針　資源の循環的利用

重点施策１　生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進

（１）生ごみの減量・資源化への対応

家庭から排出される生ごみは、焼却処理を行っていますが、更なる減量・資源化の必要があります。現在行っている生ごみ処理容器の無償貸与を積極的に行い更なる周知を図るとともに、一層の普及を促進していきます。

また、可燃ごみに占める割合が高い生ごみには多くの水分が含まれており軽く水切りをするだけでも十分な減量効果があることから、誰でも取り組みやすい水切り方法などの情報提供を図っていきます。

（２）減量行動の推進

イベントやキャンペーンなどの実施や、広報や市ウェブサイト等を活用したより効果的で分かりやすい情報の発信と、ごみ減量への推進体制を構築することにより、ごみの減量・資源化の必要性を感じてもらえるよう市民のごみ減量への意識の高揚を図ります。

（３）分別の徹底

ごみの中には、まだ多くの資源物が混入しています。このため、分別排出の徹底を図るための指導・啓発を強化するとともに、紙類のごみについては、資源化できる紙とできない紙の明示やプラスチック類については、重点的に周知するなど、資源化しやすい環境づくりに努めていきます。

重点施策２　事業系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進

（１）環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

ごみの減量化に関する手段や、ごみ減量の意義などの情報を正しく事業者に伝えるために、ごみの減量に自主的に取り組めるような啓発や、事業者・市民・行政が協働で行うしくみづくりを推進していきます。

また、環境に配慮した行動が経営にも好循環をもたらすことを示すことで、積極的な減量を目指していきます。

（２）事業者による分別強化と優良な環境行動への支援

事業者が分別と資源化の重要性を認識し、自主的な取り組みを推進するよう促していくことが重要であることから、事業者向けの講習会の開催やガイドブックを配布するなど発生抑制をはじめとした３Ｒの取り組みの推進を促していきます。

また、優良な事業者については、表彰などの評価を与えるとともに、分別されていないごみを排出している事業者には厳しい対応で臨みます。

（３）店頭回収等、リサイクルへの協力

消費者は、ごみを分別して出し、リサイクルされた製品を積極的に購入することが重要です。近年の課題である事業系生ごみ・古紙についてはより効果的な手法の調査・研究を進め減量・資源化を図ります。また、事業者は市民の利便性の向上とともに資源ごみの回収量を増やすため、品目の拡大や商業施設等での店頭回収箇所の増設について積極的に取り組むことが重要です。

基本方針　廃棄物の適正処理

重点施策３　循環型社会実現に向けての取り組みの展開

（１）市民の意識高揚と減量行動の推進

適切で分かりやすい情報の発信と、ごみ減量への推進体制を構築して、市民のごみ減量への意識の高揚を図ります。

（２）事業者の意識啓発の推進

事業系ごみについては、事業者自らが、ごみの減量・資源化の促進に自主的に取り組めるような啓発や適正な排出・分別の徹底に関する指導を行います。

また、事業所に対して、事業者向けの講習会の開催やガイドブックを配布するなど、発生抑制をはじめとした３Ｒの取り組みの推進に努めます。

（３）事業系ごみの減量化施策

事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。

また、可燃ごみに多く含まれている、紙類と食品残渣の削減を課題とし、手数料の見直し等を含めた施策を検討し、紙類の分別強化と食品残渣の減量化を推進します。

重点施策４　適切なごみ処理体制の充実

（１）収集・処理体系の向上

郡山市で排出される家庭ごみは、民間業者への全面委託によるステーション収集や資源化が可能なごみの店頭回収及び回収品目の拡充と、市民の利便性の向上等に努めながら見直しを行ってきました。

今後は、将来における高齢化・人口減少への対応やごみの排出量の変化に柔軟に応じられるよう収集体制の見直しを図っていきます。

また、ごみ減量・資源化の推進に合わせて、効率的な処理体系を保全し、市民サービス向上につながる処理体系の整備を目指します。

（２）３Ｒ推進の向上

発生抑制を重点とした３Ｒ を推進するためには、これまでも市民・事業者・行政が各々の役割を認識し、その特性を発揮して積極的に取り組んできましたが、ごみ減量を進める上では、更なるごみの発生抑制と再利用が重要であり更なる活発化を目指す必要があることから、主体が有機的に協働できる体制づくりを推進します。

（３）計画的な中間処理施設・最終処分場の運営

ごみの減量化・資源化を推進するため、中間処理施設の適正な維持管理を行うと共に、環境に配慮した施設の整備・運営の充実を促進していきます。

また、現在、埋立処分している焼却灰については、資源として有効活用できる手法等について調査していきます。

（４）環境に配慮した運営管理体制の確立

ごみ処理施設の運営管理にあたって、環境負荷の軽減を取り組むことにより、ごみ処理経費の削減にもつながるため、環境状態の把握に努めるとともに、環境に配慮した維持管理の向上を図ります。

重点施策５　指導・監視体制の充実

（１）不適正処理への指導・監視

不適正処理の防止意識を高めるため広報、パンフレット等で呼びかけるなど普及啓発を充実させ、ごみ処理体制の維持を図っていきます。

（２）不法投棄対策

ごみの不法投棄は、市民生活への支障をきたし、環境に大きな影響を及ぼします。

このことから、現在、協定を結んでいる各団体と更なる指導・監視体制の強化に努め、不法投棄をしない、許さない環境づくりに努めていきます。

（３）野外焼却（野焼き）防止に対する啓発・監視

野外焼却は、自然環境や景観を損なうばかりでなく、悪臭や土壌や地下水の汚染など周辺地域の環境を及ぼすことから、原則、禁止されています。

このことから、引き続き啓発・監視などにより、野外焼却をしない、許さない環境づくりへの取り組みを一層進めていきます。

（４）新技術の調査・検討

循環型社会への移行を進めていくためには、リサイクルへの新たな対応が求められています。今後の技術進歩とともにごみ処理・リサイクル方法が変化していくなかで、常に最新情報を把握しごみ処理技術の調査を進めていきます。

市民の役割の具体例

（１）生ごみの減量・資源化への対応

・食材の適量使用

⇒　余計な食材は購入を控え、食べきれる量の食事を作りましょう。

・生ごみの肥料化

⇒　生ごみ処理容器を活用しましょう。

・水切り運動の実施

⇒　生ごみは十分に水切りをしましょう。

（２）減量行動の推進

・マイバックの利用や不要な包装やレジ袋の辞退

⇒　マイバックを持参し、レジ袋は辞退しましょう。

・詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入

⇒　リユースしやすい商品、長期間使用できる商品、詰め替え商品などを購入しましょう。

・フリーマーケットやリサイクルショップ等の利用

⇒　リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用し、積極的なリサイクル運動へ参加や協力をしましょう。

・自治会等の集団資源回収の実施や積極的な利用

⇒　自治会等の集団資源回収へ積極的に参加しましょう。

・店頭回収への積極的な利用

⇒　商業施設等での店頭回収に協力をしましょう。

（３）分別の徹底

・資源物の更なる分別

⇒　ごみ分別を徹底しましょう。

・地域による見回りの徹底

⇒　違反ごみの排出・分別をなくすよう地域で見回りを行いましょう。

事業者の役割の具体例

（１）環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

・講習会や研修会への参加

⇒　廃棄物関連の講習会や研修会へ参加しましょう。

・事業者責任を推進するための取り組み

⇒　エコ・リサイクル製品認定制度※1 等などを利用し、地域と連携した環境保全活動に努めましょう。

（２）事業者による分別強化と優良な環境行動への支援

・紙類の資源化物の分別の徹底

⇒　ごみの分別徹底や資源物の自主回収システムを構築しましょう。

・マイバック持参運動への協力

⇒　マイバック運動等に積極的に取り組みましょう。

⇒　レジ袋削減に向けてレジ袋の有料化を検討しましょう

・販売店での簡易包装の推進

⇒　過剰包装の自粛等に努めましょう。

・エコアクション 21※2 や ISO14001※3 の取得

⇒　エコアクション 21 や ISO14001 の積極的な取得に努めましょう。

・食品ロスの削減

⇒　フードバンク※4 の活用について検討しましょう。

（３）店頭回収等、リサイクルへの協力

・店頭回収の実施

⇒　市民の主体的な資源化を促進するため、資源物の店頭回収について検討しましょう。

・再使用可能な容器を使った商品の販売

⇒　商品が再生しやすいよう工夫するなど、再生した商品などを積極的にＰＲしましょう。

・食品残渣の資源化

⇒　事業所から発生する生ごみの堆肥化等の自家処理に努めましょう。

※1　廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、県内で生じた廃棄物等を利用し製造された優良な製品を福島県が認定し、利用を促進する制度。

※2　事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組み作り、取り組みを行い、継続的に改善し、結果を社会に公表するための方法を環境省が策定したガイドライン。

※3　国際基準化機構（ISO）によって制定された「環境マネジメントに関する国際規格」。

※4　包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄付を受け必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

行政の役割の具体例

重点施策１

（１）生ごみの減量・資源化への対応

・生ごみの減量・資源化の推進

⇒　生ごみ処理容器の無償貸与事業を継続します。

⇒　３Ｒフェスティバルのイベントとして「生ごみ減量・減るしぃレシピ」コンクールを継続していきます。

（２）減量行動の推進

・啓発活動と情報提供の充実

⇒　「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識を図るため３Ｒフェスティバルを継続していきます。

（３）分別の徹底

・分別排出の推進

⇒　ごみの日カレンダーや市ウェブサイトに分別方法を掲載し、資源物の分別の徹底を図ります。

重点施策２

（１）環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

・意見交換の場づくり

⇒　各種商工団体等を活用し、ごみにならない商品開発や販売方法、グリーン購入の促進、環境マネジメント等に関する課題について意見交換し、事業者、市民へ周知していきます。

（２）事業者による分別強化と優良な環境行動への支援

・紙類の資源化拡大

⇒　事業系ごみのうち、大きな割合を占める紙類の資源化を推進するため、事業者による分別徹底の推進を図ります。また、資源化可能かどうか判断が難しい古紙については「ごみの減量とリサイクルの手引き」を配布し古紙の資源化しやすい環境づくりを推進いたします。

・優良事業者の評価制度

⇒　ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者を把握し表彰など、成果を評価するシステムを構築していきます。

（３）店頭回収等、リサイクルへの協力

・店頭回収の推進

⇒　情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援していきます。

・グリーン購入の推奨

⇒　事業者に対しグリーン購入品の使用を推奨していきます。

重点施策３

（１）市民の意識高揚と減量行動の推進

・啓発活動と情報提供の充実

⇒　ごみの日カレンダーや市ウェブサイト等で分別方法を掲載し、資源物の分別の徹底を図ります。

⇒　「ごみの減量とリサイクル」「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識を図るため３Ｒフェスティバルを継続します。

・環境学習の推進

⇒　ごみに対する理解と協力を求めるため、環境講座や出前講座の充実を図ります。

⇒　市内の全小学校４年生を対象に社会科の授業の資料として配布している、ごみ減量とリサイクルをテーマとした冊子の配布を継続いたします。

⇒　町内会・自治会・地域団体等が主体的に開催する研修や講習の場へ職員を派遣し環境浄化の推進に努めます。

☆ 推進体制の構築

⇒　町内会や自治会役員等と協力しながら、ごみ出しルールの説明や指導を図ってまいります。

⇒　各地域の環境浄化推進委員と連携を図りながらごみの分別･減量に努めます。

・行動への支援

⇒　優良な活動を行う団体や個人を顕彰できるよう実態の把握に努めます。

⇒　集団資源回収を行っている団体に対し資源回収推進報奨金制度を継続いたします。

☆ 生活系ごみの適正負担の推進

⇒　ごみ排出量の抑制と排出量による公平な費用負担を図るため、他市の動向及び実施状況等の調査を行い継続して検討いたします。

⇒　事業者と協働で開催している３Ｒフェスティバル等のイベントを継続いたします。

☆ 本計画における優先的事項

（２）事業者の意識啓発の推進

・情報提供の充実

⇒　事業者向けに、市のウェブサイトに３Ｒに関する仕組みや意義等について掲載いたします。

・環境学習、教育の推進

⇒　事業者と協働で開催している３Ｒフェスティバル等のイベントを継続いたします。

（３）事業系ごみの減量化施策

・分別の徹底を指導

⇒　事業者向けの冊子「ごみの減量とリサイクルの手引き」の見直しを図り、引き続き周知していきます。

・事業系ごみの適正負担の推進

⇒　他市の状況や民間施設の状況を調査し、ごみ処理手数料の見直しを検討いたします。

・古紙リサイクル排出の推進

⇒　商工団体等と連携・協力し中小事業者を対象とした資源物の回収ルートの確保を図り、事業系ごみのリサイクルを推進いたします。

・優良事例を紹介する仕組みづくり

⇒　ごみの発生抑制等に貢献している事業者の把握に努め、市ウェブサイト等にて活動内容を広く紹介していきます。

・あわせ産廃の見直し

⇒　他市の状況等を調査し、あわせ産廃の受け入れ等についての見直しを検討いたします。

重点施策４

（１）収集・処理体制の向上

・収集サービスの向上

⇒　収集業務の委託業者に対して、研修会等の実施に努めます。

・ごみ適正処理の推進

⇒　市のウェブサイトや「家庭ごみの分け方と出し方」の冊子による啓蒙を推進し、ごみの適正処理に努めます。

（２）３Ｒ推進の向上

・各種団体との連携

⇒　３Ｒ活動の定着と推進を図る役割を担う各種団体と連携をとり、市民の自発的な活動を支援していきます。

・優良活動の評価体制づくり

⇒　発生抑制、再使用、再生利用について、先導的かつ優良な取り組みを進めている市民や事業者の活動を客観的に評価する体制づくりに努めます。

（３）計画的な中間処理施設・最終処分場の運営

・施設の適正維持管理

⇒　燃えないごみを破砕処理して減容化することで埋立地の延命化を図ります。

・熱回収の効果的利用促進

⇒　現在、ごみの焼却熱を利用した発電を行い、クリーンセンター内での自家消費と余剰電力の売電をしていますが、売電先や余熱利用方法について再度検討していきます。

・最終処分場の整備、運営の充実

⇒　長期的に安定したごみ処理を行うため、最終処分場の拡張を行っていきます。

・焼却残渣の資源化の検討

⇒　最終処分場のさらなる延命化に向け、焼却ごみの減量等による焼却灰の発生抑制と発生した焼却灰のリサイクルについて検討いたします。

（４）環境に配慮した運営管理体制の確立

・処理施設の監視体制の充実

⇒　各施設において、排出基準を満たしており引き続き適正な管理に努めます。

⇒　維持管理情報を継続してウェブサイトに公開していきます。

☆ 環境対策に必用な施設整備の検討

⇒　焼却灰を減容化し、路盤材などのリサイクルにもつながる施設の整備について調査していきます。

☆ 本計画における優先的事項

重点施策５

（１）不適正処理への指導・監視

・市民及び事業者への指導、監視

⇒　違反事業者に対して引き続き、廃棄物の適正処理について直接指導していきます。

⇒　市民に対してごみ出しルール対話集会やごみ集積所立会い指導事業を継続していきます。

（２）不法投棄対策

・監視活動の強化

⇒　不法投棄監視員による監視活動を継続していきます。

⇒　各種団体と協定を結び不法投棄情報の早期把握に努めます。

（３）野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視

・パトロールの実施

⇒　啓発・監視などにより、野外焼却をしない環境づくりを一層進めていきます。

（４）新技術の調査・検討

・最新情報の把握

⇒　常に最新情報を把握しごみ処理技術の調査を進めていきます。

・新たなリサイクルの調査、検討

⇒　現在焼却処分されている木くずや生ごみについて有効なリサイクル方法について調査していきます。

２　ごみ処理基本計画

（１）計画目標年度

2027年度を目標値とした10ヶ年計画としていますが、諸条件に大きな変更が生じた際は適宜見直しを行います。

（２）計画区域

郡山市内全域を計画区域とします。

（３）目標値

本計画における目標値は、表3-4-1のとおりです。

一人一日当たりの排出量について、生活系ごみは2016年度実績値から147g減の570g/人・日、事業系ごみは84g減の340g/人・日を目標とします。

表3-4-1　目標値の設定

（単位：ｇ/人・日）

項目＼年度	2016（実績）	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027（目標）
一人一日当たりの排出量※	1,141	1,120	1,099	1,078	1,057	1,036	1,015	994	973	952	931	910
生活系	717	703	690	677	663	650	637	623	610	597	583	570
事業系	424	417	409	401	394	386	378	371	363	355	348	340
再生利用率	10.3%	11.5%	14.0%	16.5%	19.0%	21.6%	24.1%	24.5%	24.9%	25.3%	25.7%	26.0%

※　集団回収を除く。

（４）収集・運搬計画

収集回数及び分別内容は当面、現状維持としますが、必要に応じて検討を行うこととします。

（５）収集容器

現在、透明もしくは半透明の袋で収集を行っており、大きな問題は生じていないため当面は現状を維持することとします。

（６）中間処理計画

①焼却処理計画

市が所有する２施設は、いずれも基幹的設備改良工事を実施しているものの老朽化が進んでいるため、更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

また、今後とも可燃ごみ及び破砕選別後の可燃残渣は全量焼却処理を行う予定です。

②粗大ごみ・不燃ごみ破砕・選別処理計画

市が所有する２施設は稼働開始から20年以上が経過しているため、適正な維持管理による処理を継続するとともに、更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

③資源ごみ再資源化処理計画

市内から発生する資源ごみは、富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザや民間委託により全量資源化されています。

当面は現状を維持しますが、新たに粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザの更新計画を策定する際は、併せて検討を行うこととします。

（７）最終処分計画

現在、埋立処理を行っている河内埋立処分場の残余容量が逼迫していることを受け、2021年度末の供用開始を目処とした拡張事業を進めています。

拡張事業により、新たに20,300㎡、474,000㎥の埋立が可能となる計画です。

（８）災害廃棄物処理計画

現在、災害廃棄物処理計画の策定は進んでいませんが、今後は福島県の動向を確認しつつ、検討を行うこととします。